

SUITA CITY

吹田市公共施設総合管理計画 2022-2051

はじめに

本市がこれからも、持続可能であるためには、中長期的な視点から変化し続ける社会情勢に適切に対応することが必要です。

今後、少子高齢化が進み、高齢者の増加による社会保障費の増大や生産年齢人口の減少による市税収入の減少が予測される中で、行政サービスの拠点・基盤としての公共施設は、その多くが昭和30年～50年代にかけて建設され、施設の長寿命化や更新などに取り組みなければならない時期に来ており、限られた予算のもとで効果的かつ効率的に市政を運営する必要があります。

こうした現実を踏まえ、本市は、学校や公民館などの一般建築物、道路や上下水道などのインフラ・プラント系施設を含めた公共施設の最適化に取り組んでおり、長寿命化や老朽化対策など、施設の特性に応じた最適化を進めているところです。

一般建築物については、本市のまちの将来像を見据え、多様化する市民ニーズ、地域特性への適応状況など施設の実態と、必要となる機能の立地を踏まえて、将来のあり方について検討することが重要になります。

インフラ・プラント系施設については、市民の命を守り、生活を支え、利便性やまちの魅力を高めるために、施設機能の向上を図りながら、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新等を適切に行い、必要な費用を「まちの固定費」として確保する必要があります。

また、北大阪全体の地域力の総合的な向上も視野に入れ、近隣市と連携した施設の相互利用について、協議・調整を行いながら、将来必要となる施設機能について検討し、複合化や集約化等を図り、多機能で利便性の高い施設となるよう最適化を進めます。

このように本市独自の取組を進める中、平成26年（2014年）4月に総務省から各自治体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

本市においては、これまで取り組んできた一般建築物及びインフラ・プラント系施設の最適化の基本的な考え方を整理しながら、施設の老朽化の進展や人口構成をはじめとする社会情勢の変化を見据え、公共施設を総合的かつ計画的に管理することにより、施設の維持管理や老朽化による更新等に係るトータルコストの縮減、財政負担の平準化を行うこと、そして公共施設をすべての人が安全快適に利用できることを目的として「吹田市公共施設総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成29年（2017年）3月に策定しました。現在、本計画に基づき取組を進めているところですが、今回の改訂は、令和2年度（2020年度）末までに策定した一般建築物及びインフラ・プラント系施設の個別施設計画を踏まえ、内容を見直したものとなっています。

第1章 公共施設の現況及び将来の見通し	1
1 公共施設の状況	1
(1) 対象施設	1
(2) 本計画の位置付け	1
(3) 持続可能な目標（SDGs）との関連	2
(4) 本市で保有する公共施設	3
(5) 老朽化状況	4
2 人口の状況	5
(1) 年齢別人口	5
(2) 将来の人口	6
3 財政状況等	7
(1) 市の財政状況	7
(2) 公共施設の更新等に係る将来の費用の見通し	8
(3) 過去に行った対策の実績	10
第2章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	12
1 計画期間	12
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	12
3 現状や課題に関する基本認識	12
4 公共施設の管理に関する基本的な考え方	13
(1) 点検・診断等の実施	13
(2) 維持管理・更新等の実施	13
(3) 安全確保の実施	13
(4) 耐震化の実施	13
(5) 長寿命化の実施	13
(6) 環境への配慮	13
(7) ユニバーサルデザインの推進	14
(8) 統合や廃止の推進	14
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	14
5 PDCA サイクルの推進	14
6 地方公会計の活用	15
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	16
1 一般建築物	16
(1) 現状等	16
(2) 維持管理・更新等に係る経費	20
(3) 管理に関する基本的な方針	22
2 道路・橋りょう	24
(1) 現状等	24
(2) 維持管理・更新等に係る経費	26
(3) 管理に関する基本的な方針	28

3 公園	30
(1) 現状等	30
(2) 維持管理・更新等に係る経費	34
(3) 管理に関する基本的な方針	36
4 下水道	38
(1) 現状等	38
(2) 維持管理・更新等に係る経費	43
(3) 管理に関する基本的な方針	46
5 上水道	48
(1) 現状等	48
(2) 維持管理・更新等に係る経費	53
(3) 管理に関する基本的な方針	55
6 環境プラント	57
(1) 現状等	57
(2) 維持管理・更新等に係る経費	58
(3) 管理に関する基本的な方針	60
用語の解説	62

第1章 公共施設の現況及び将来の見通し

1 公共施設の状況

(1) 対象施設

本計画では、本市で定義する公共施設のうち、一般建築物、インフラ系施設、プラント系施設を対象とします。(図1-1参照)

なお、公有地については、「吹田市公有地の利活用の考え方」に基づき、利活用を図ります。

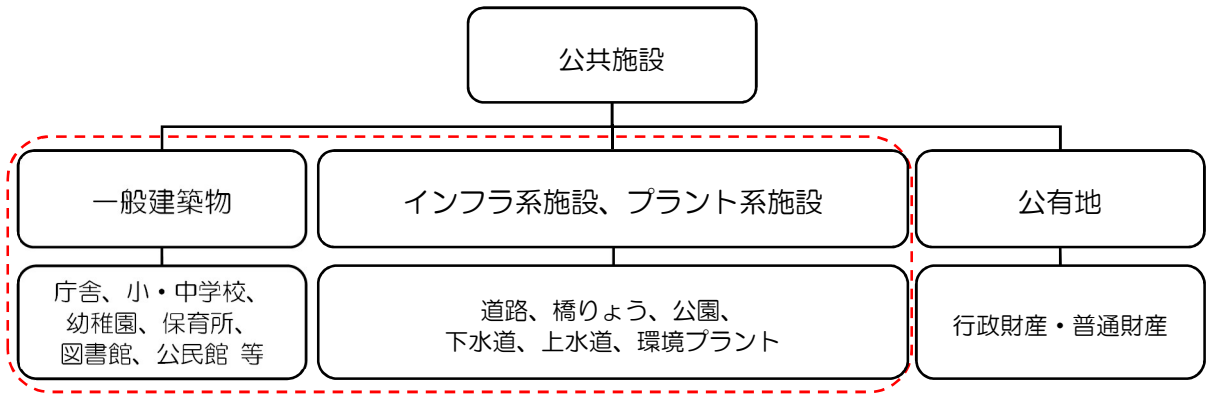


図1-1 本計画の対象施設

(2) 本計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として、また、各施設で取り組む計画等の上位計画として位置付けます。(図1-2参照)

また、計画の推進にあたっては、市政運営上の基本的な指針となる「吹田市第4次総合計画」に基づき、関連する他の各計画とも調整を図りながら取り組みます。

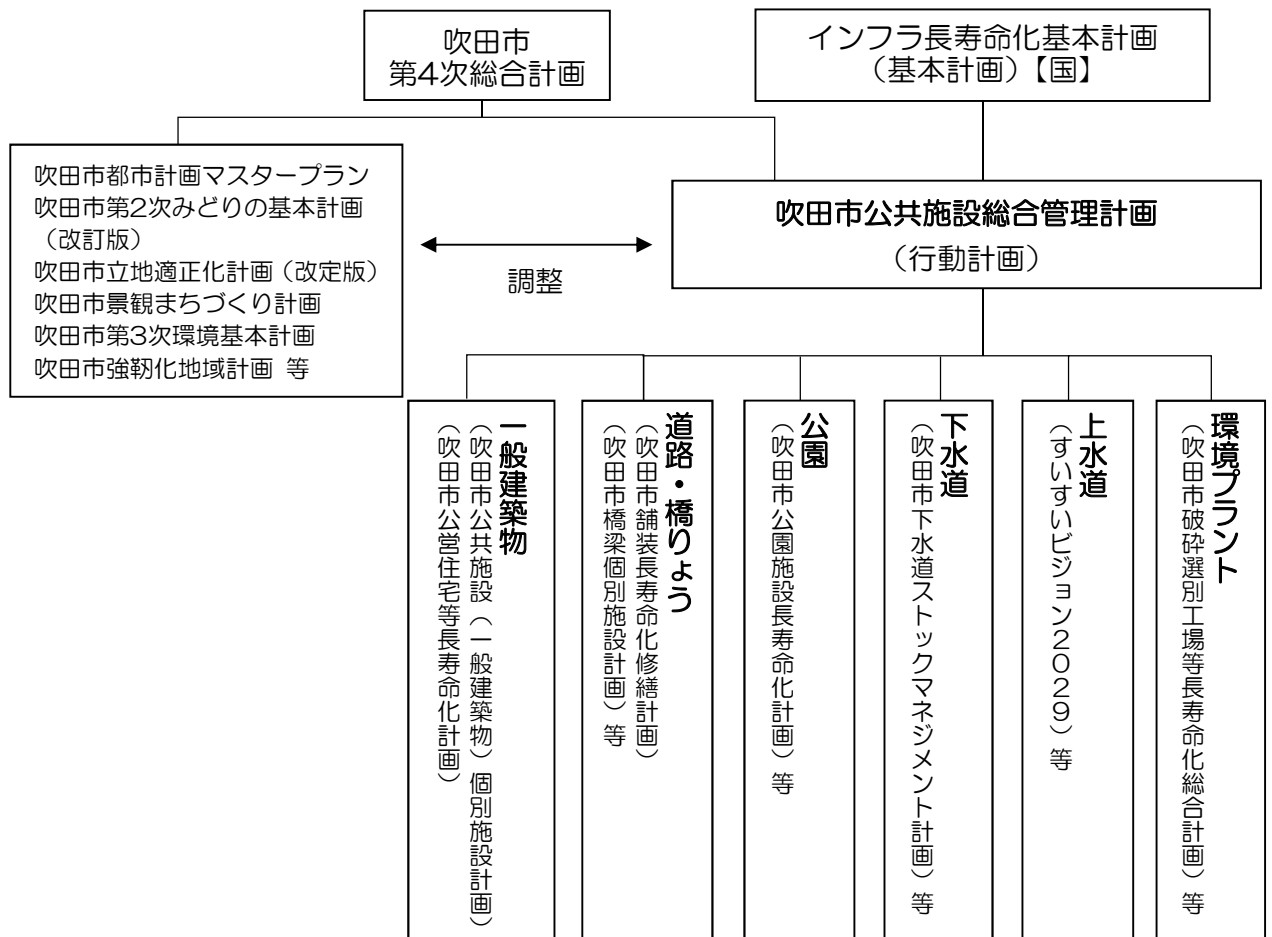


図1-2 本計画の位置付け

(3) 持続可能な目標 (SDGs) との関連

本計画は、単に施設の老朽化に対する方策を検討するだけではなく、施設の適正な維持管理といった観点から、持続可能な社会を実現していくための計画としての側面を持ち合わせ、「SDGs」で定める国際目標の実現にも寄与するものです。

17の国際目標のうち、本計画に関わりの深い分野としては、「⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「⑪住み続けられるまちづくりを」「⑫つくる責任 つかう責任」「⑬気候変動に具体的な対策を」などが該当します。

本計画を適切に実施していくことで、「SDGs」の目標達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 本市で保有する公共施設

本市で保有する主な公共施設は表1-1のとおりです。

なお、施設類型ごとの詳細内容は第3章に記載しています。

表1-1 本市で保有する主な公共施設

令和3年（2021年）3月31日時点

施設類型	施設数等
一般建築物 ※1 ※2	行政施設：42施設、文化・交流施設：28施設 社会教育施設：61施設、子ども・子育て支援施設：83施設 学校施設：54施設、社会福祉関連施設：57施設 住宅施設：26施設、交通施設：15施設 環境関連施設：2施設、その他施設：3施設 合計371施設、総延床面積852,181㎡
道路、橋りょう	道路（認定路線）：実延長542km、橋りょう：193橋 横断歩道橋：14橋、道路標識：1,222基 街路灯及び防犯灯：21,233基、カーブミラー：2,365基 擁壁・のり面：31箇所、街路樹（高木）：11,568本
公園	総合公園：3箇所、地区公園：3箇所、近隣公園：15箇所 街区公園：116箇所、都市緑地：1箇所、遊園：345箇所 緑道：27箇所、その他緑地：17箇所 合計527箇所、総面積222.39ha
下水道	管渠：全体管理延長約850km 処理場：2施設、ポンプ場：1施設
上水道	管路：総延長約734 km 浄水所：2施設、配水場：5施設 その他：3施設
環境プラント ※2	ごみ処理関連施設：2施設、火葬炉：1施設

※1 指定管理者が管理している施設や、民間施設に入居している施設（区分所有、賃貸）も対象です。

※2 同一建物内に、一般建築物と環境プラントの機能が設置されている施設については、特性ごとに下記のとおり分類しています。

- ・資源リサイクルセンターと破砕選別工場
 - 一般建築物：資源リサイクルセンター（環境関連施設）
 - 環境プラント：破砕選別工場（ごみ処理関連施設）
- ・やすらぎ苑
 - 一般建築物：建物部分（環境関連施設）
 - 環境プラント：火葬炉部分

(5) 老朽化状況

固定資産台帳を基に算出される有形固定資産減価償却率から、公共施設の老朽化の度合いを読みとることができます。一般的に数値が高いほど老朽化が進んでいる資産が多いことを示します。

下水道以外の有形固定資産減価償却率について、本市の数値は、全国平均とほぼ同等となっています。下水道の有形固定資産減価償却率は、本市の数値が全国平均を大きく上回っています。

公共施設の老朽化については、全国的な課題となっており、本市も全国と同様に老朽化が進んでいることがうかがえます。

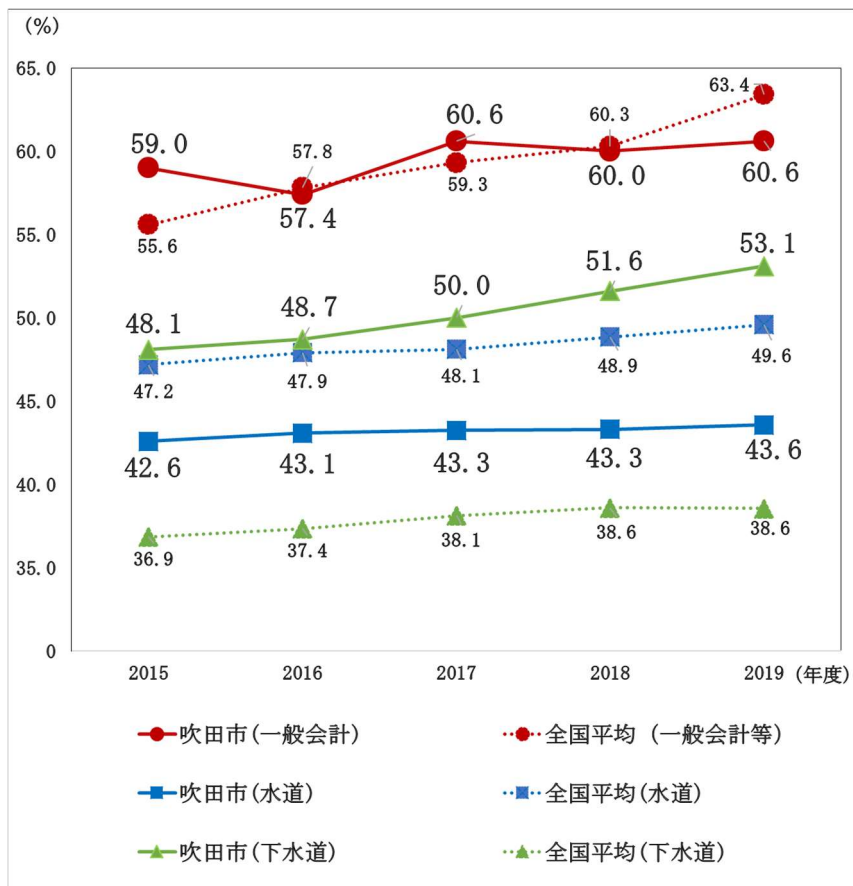


図 1-3 有形固定資産減価償却率の推移

2 人口の状況

(1) 年齢別人口

本市の人口は、0歳～14歳の人口割合が減少し、65歳以上の人口が増大する少子高齢化の傾向にあります。

本市の老年人口（65歳以上）の割合は、平成2年（1990年）から令和2年（2020年）にかけて、7.8%から23.0%に上昇し、年少人口（14歳以下）の割合は、18.9%から13.5%に下がっており、確実に少子高齢化が進んでいます。これまでのところ、その進行は国や大阪府と比較して緩やかとなっていますが、人口ピラミッドによると、少子高齢化の傾向は続くことが予想されます。

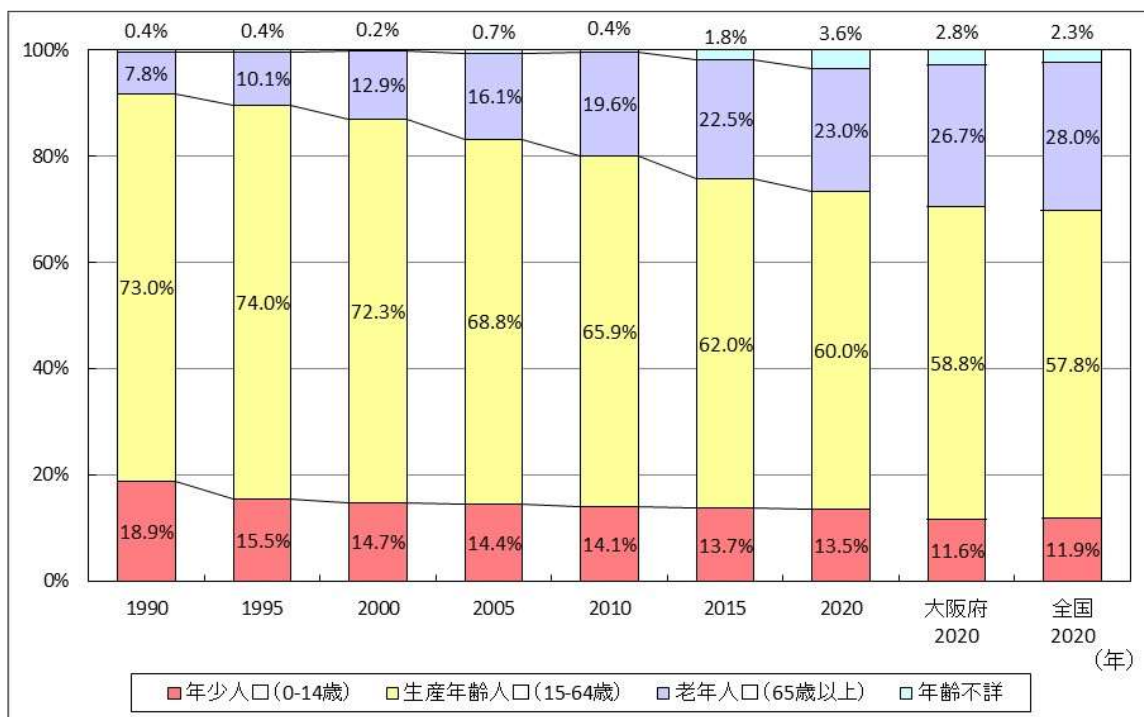


図1-4 年齢（3区分）別人口割合の推移

出典：総務省「国勢調査」



図1-5 人口ピラミッドの比較

出典：総務省「国勢調査」

(2) 将来の人口

本市の将来人口は、令和12年（2030年）まで増加し、その後、減少に転じると予測されています。

本市の人口は、近年、住宅の再開発を背景に増加し続けています。「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」の中位推計によると、今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、令和12年（2030年）の39.1万人をピークとして、その後、減少に転じると予測されています。

また、人口構造についてみると、令和22年（2040年）には年少人口の割合が10.8%になり、生産年齢人口の割合が57.8%になるなど、いずれも減少が見込まれますが、老年人口の割合は31.4%まで上昇すると予測されており、今後も少子高齢化の傾向は続く見込みです。

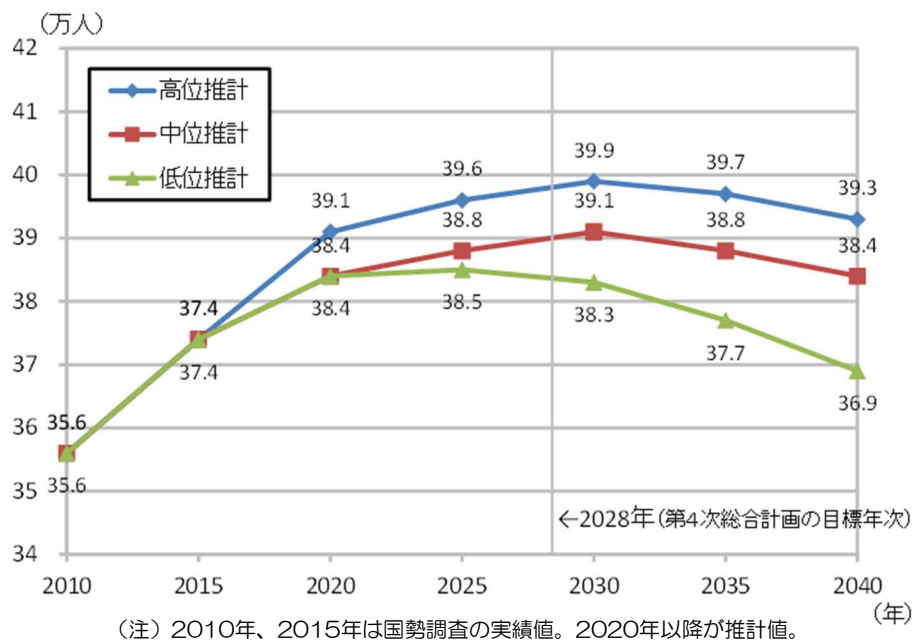


図1-6 人口の長期的見通し

表1-2 年齢階級別人口の推計結果

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
【高位推計】の総人口(万人)	35.6	37.4	39.1	39.6	39.9	39.7	39.3
人口比率							
0～14歳(%)	14.1	13.9	13.5	12.9	12.0	11.2	10.9
15～64歳(%)	66.1	63.1	62.5	62.8	62.5	60.8	58.2
65歳以上(%)	19.7	22.9	24.0	24.3	25.6	27.9	30.8
【中位推計】の総人口(万人)	35.6	37.4	38.4	38.8	39.1	38.8	38.4
人口比率							
0～14歳(%)	14.1	13.9	13.5	12.8	11.8	11.1	10.8
15～64歳(%)	66.1	63.1	62.3	62.5	62.2	60.5	57.8
65歳以上(%)	19.7	22.9	24.2	24.7	26.0	28.4	31.4
【低位推計】の総人口(万人)	35.6	37.4	38.4	38.5	38.3	37.7	36.9
人口比率							
0～14歳(%)	14.1	13.9	13.5	12.8	11.7	11.0	10.6
15～64歳(%)	66.1	63.1	62.3	62.4	62.0	60.1	57.1
65歳以上(%)	19.7	22.9	24.2	24.8	26.3	29.0	32.3

(注)2020年以降の推計値については、四捨五入の関係上、年齢3区分別人口の合計と総数が一致しないことがある。

図1-6及び表1-2の出典「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」

3 財政状況等

(1) 市の財政状況

本市が保有する施設を現状の規模で保有し続けるとすれば、施設の建設事業に充当できる財源は不足することが懸念されます。

本市では、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費をはじめとした扶助費や補助費等は増加傾向を示しており、また、普通建設事業では、小・中学校改修事業、佐井寺西土地区画整理事業、北部消防庁舎等複合施設建設事業、千里ニュータウンまちづくり事業、上の川周辺整備事業などで多額の経費が見込まれています。

このような状況の下、社会経済状況の変化に柔軟に対応し、事業の選択と集中を図りながら、持続可能な財政運営に留意しつつ、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていかなければなりません。

なお、今後5年間における、建設事業充当一般財源額の見通しは、約19億円～39億円の幅で推移しています。

表1-3 5か年の収支見通し（一般会計※）

（単位：百万円）

区 分		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市 税		68,139	69,352	69,166	69,733	70,229
地 方 譲 与 税 等		14,180	13,952	13,979	13,817	13,673
そ の 他 の 収 入	経 常 経 費 充 当 分	54,364	44,187	45,316	45,594	46,923
	建 設 事 業 費 充 当 分 (①)	14,144	21,180	22,303	13,630	9,902
歳 入 合 計 (A)		150,827	148,671	150,764	142,774	140,727
義 務 的 経 費		65,804	65,955	66,580	67,120	67,984
建 設 事 業 費 (②)		18,104	24,500	25,097	16,449	11,888
そ の 他 経 費		67,919	58,996	59,113	58,410	59,051
歳 出 合 計 (B)		151,827	149,451	150,790	141,979	138,923
収支差引 (A) - (B)		▲ 1,000	▲ 780	▲ 26	795	1,804
財 源 措 置	臨 時 財 政 対 策 債	1,000	0	0	0	0
	財 政 調 整 基 金 繰 入 額	0	780	26	0	0
実 質 収 支		0	0	0	795	1,804
単 年 度 収 支		0	0	0	795	1,009
建 設 事 業 充 当 一 般 財 源 額 (②) - (①)		3,960	3,320	2,794	2,819	1,986
財 政 調 整 基 金 年 度 末 現 在 高		9,490	8,710	8,684	8,684	9,081

出典：「吹田市第4次総合計画 実施計画」 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

※一般会計には、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を含みません。

(2) 公共施設の更新等に係る将来の費用の見通し

本計画で対象とする公共施設全体について、施設の長寿命化を図った場合、30年間で約7,445億円（年平均約248億円）と試算されます。（図1-7参照）

なお、会計別の30年間の試算では、一般会計（一般建築物、道路・橋りょう、公園、環境プラントを対象）が約5,410億円（年平均約180億円）、下水道事業会計が約1,331億円（年平均約44億円）、水道事業会計が約703億円（年平均約23億円）となります。（図1-8、図1-9、図1-10参照）

改訂前の本計画においては、公共施設全体の30年間の費用を約4,483億円（年平均約149億円）と試算していましたが、今回の改訂で費用が増加しています。主な理由は、一般会計の大部分を占める一般建築物において、令和2年度（2020年度）に策定した個別施設計画の中で、実績値を踏まえ精度を高めた試算方法に変えたことによるものです。

今回試算した30年間の費用の傾向をみると、前半の15年間は長寿命化等により比較的费用を抑えられていますが、後半の15年間は一般建築物や環境プラントの建替え等により、費用が増加しています。

一般会計については、国・府支出金、市債等の特定財源の活用により、一般財源による負担を軽減しながら、施設の複合化等による施設総量の抑制を進めることで、維持管理・更新等に係る費用の削減を図ります。また、複合化により行政目的での利用がなくなった土地について、貸付・売却により財源確保に努めるなど、検討を進めます。

これらの費用の財源については、「吹田市第4次総合計画」における「財政運営の基本方針」の内容を踏まえながら、検討を進めます。

なお、これらの試算額は、既存施設の更新等を基本としたもので、今後、施設の複合化や適正な規模への見直しなどを踏まえ、適宜見直しを行います。

各施設類型別の費用については、第3章に示しています。

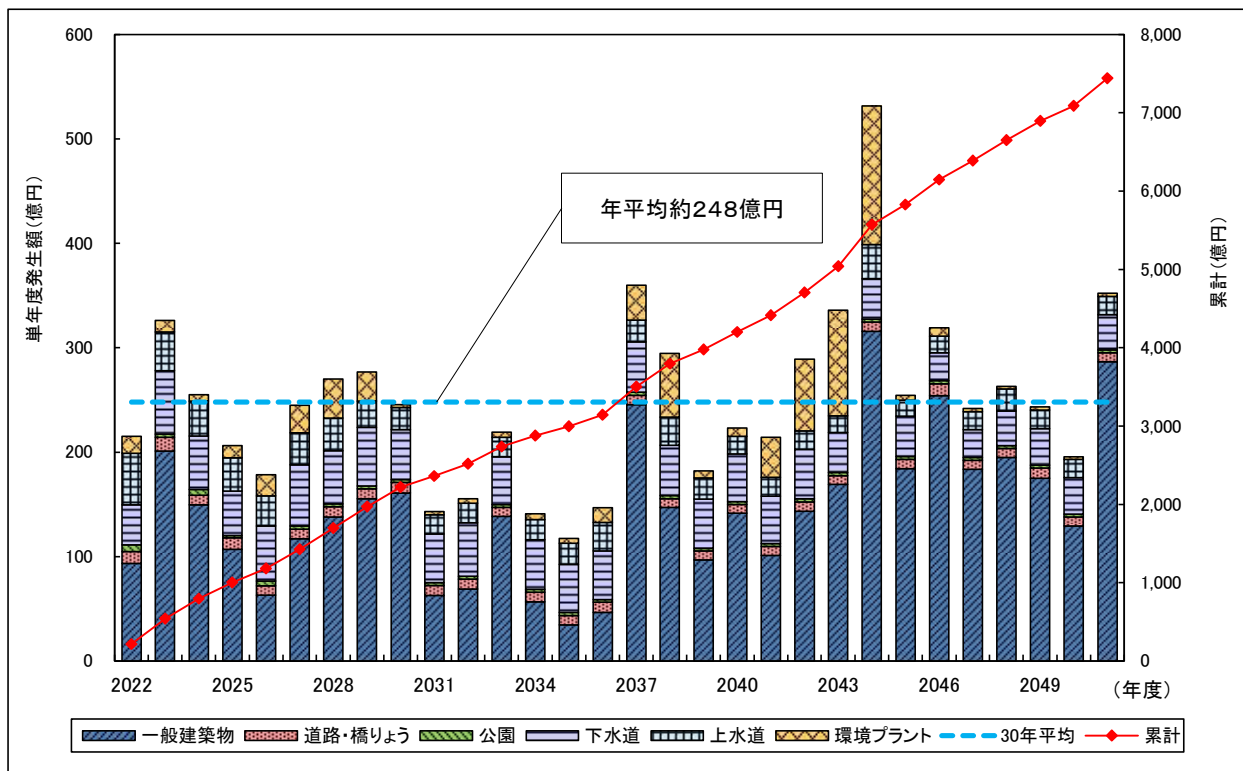


図1-7 公共施設の更新等に係る費用の見通し（全体）

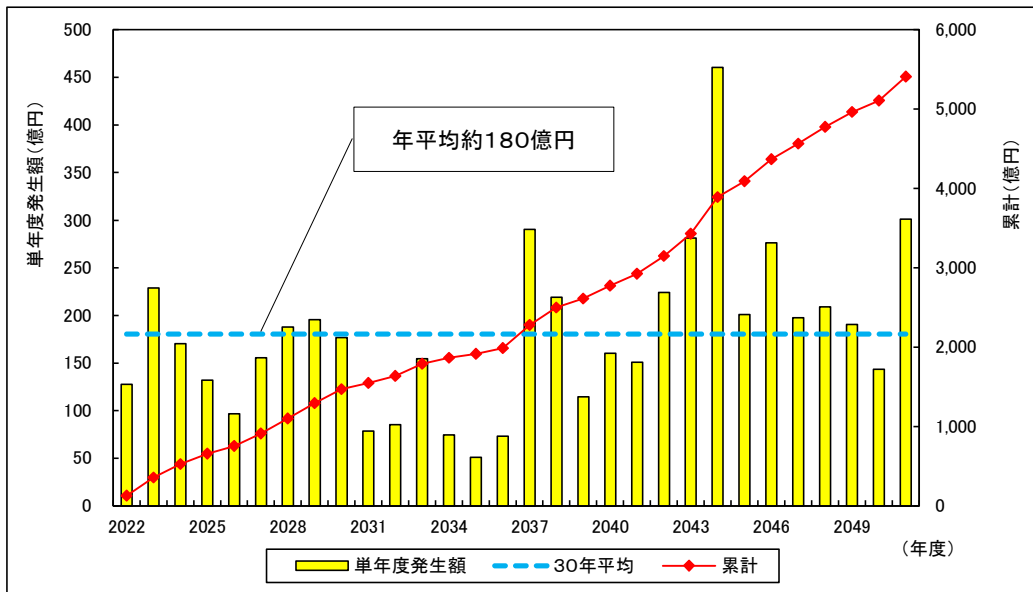


図1-8 公共施設の更新等に係る費用の見通し（一般会計）

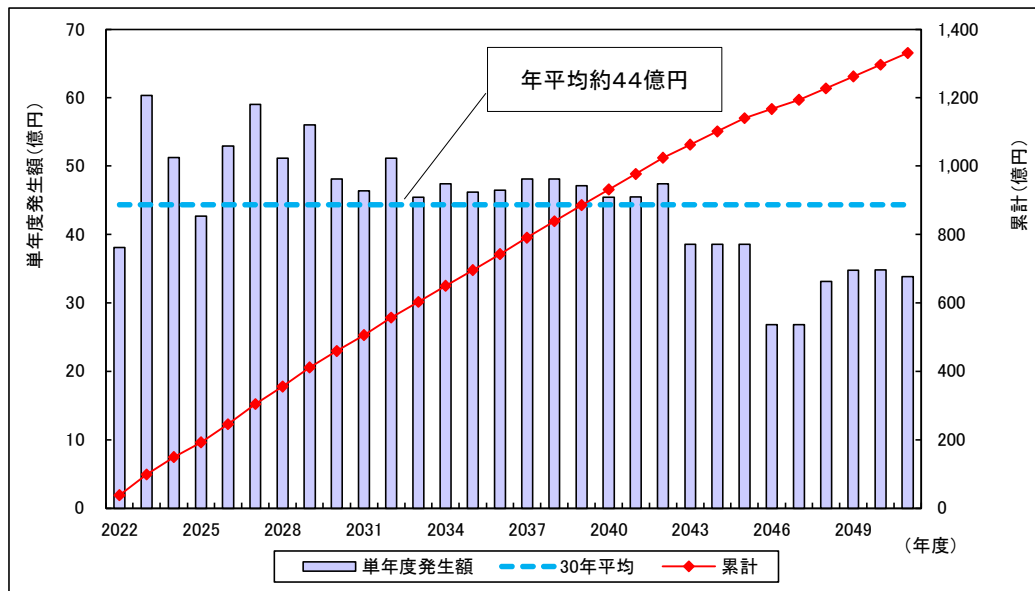


図1-9 公共施設の更新等に係る費用の見通し（下水道事業会計）

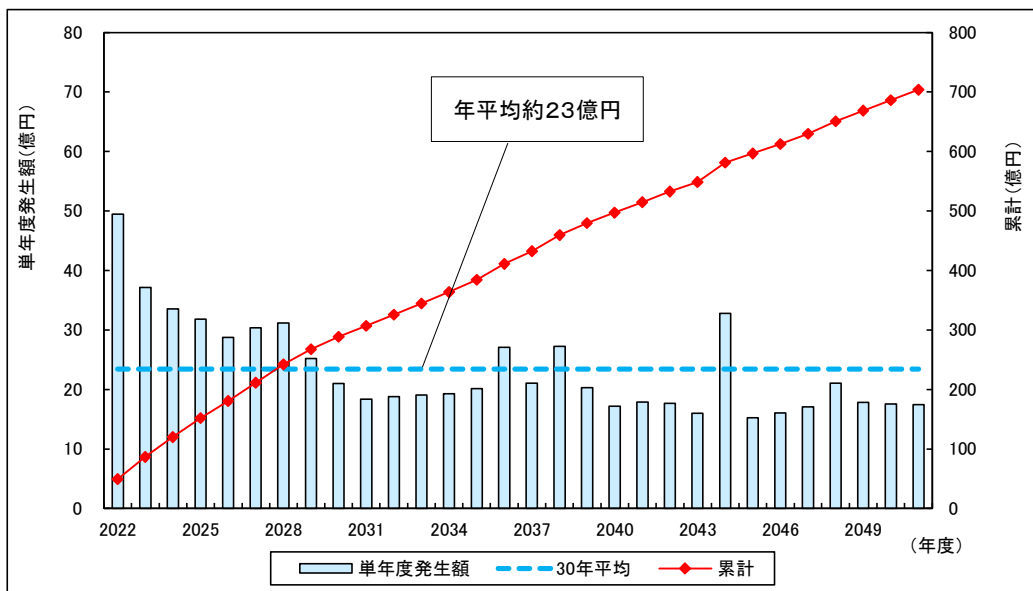


図1-10 公共施設の更新等に係る費用の見通し（水道事業会計）

(3) 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）以降に既存の公共施設の更新等にかかった費用（以下「実績額」という。）と、本計画策定時に見込んでいた費用（以下「計画額」という。）は以下のとおりです。

公共施設全体の実績額は約150億円から約220億円となっています。これを計画額と比較すると、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までは同程度か、実績額が計画額を下回っていますが、令和2年度（2020年度）は実績額が計画額を上回っています。（図1-11参照）

会計別にみると、一般会計は平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までは概ね計画どおりで、令和2年度（2020年度）に実績額が計画額を上回っています。一方、下水道事業会計は、すべての年度において実績額が計画額を下回っており、水道事業会計は概ね計画どおりとなっています。（図1-12、図1-13、図1-14参照）

計画額と実績額の違いについては、一般会計は事業実施時期のずれや、計画策定時に見込んでいなかった事業の実施、下水道事業会計は事業実施時期のずれや事業内容の見直しなどが主な理由として考えられます。

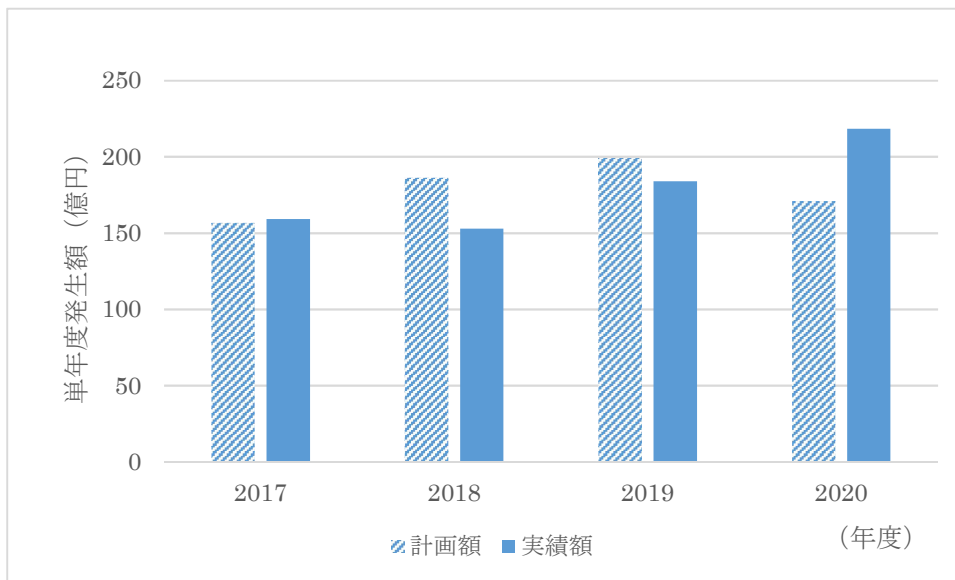


図1-11 公共施設の更新等にかかった費用（全体）

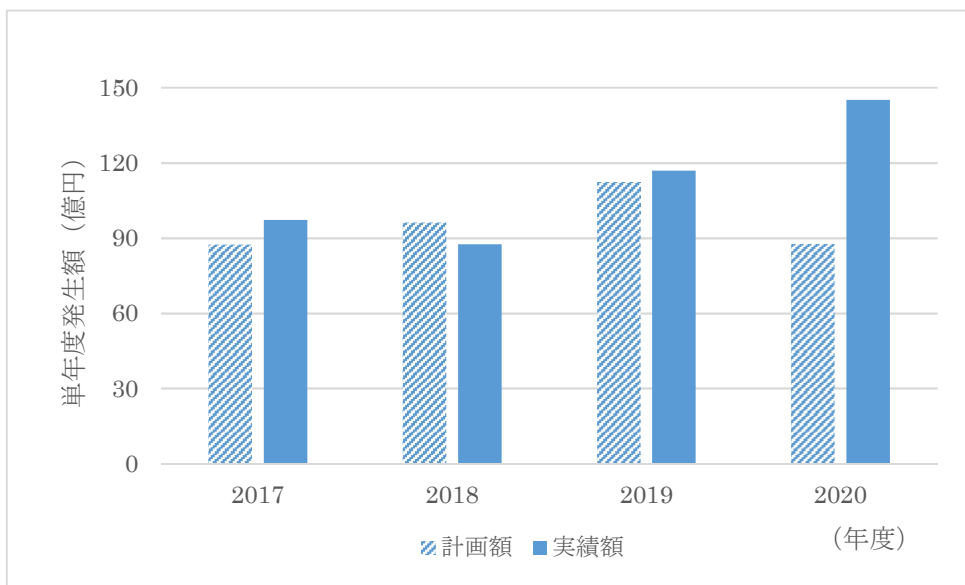


図1-12 公共施設の更新等にかかった費用（一般会計）

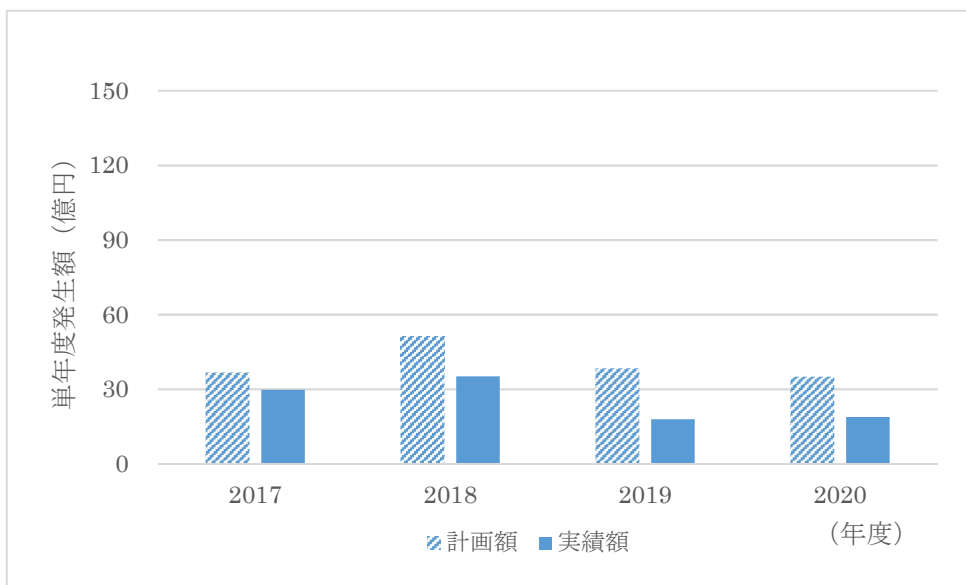


図1-13 公共施設の更新等にかかった費用（下水道事業会計）

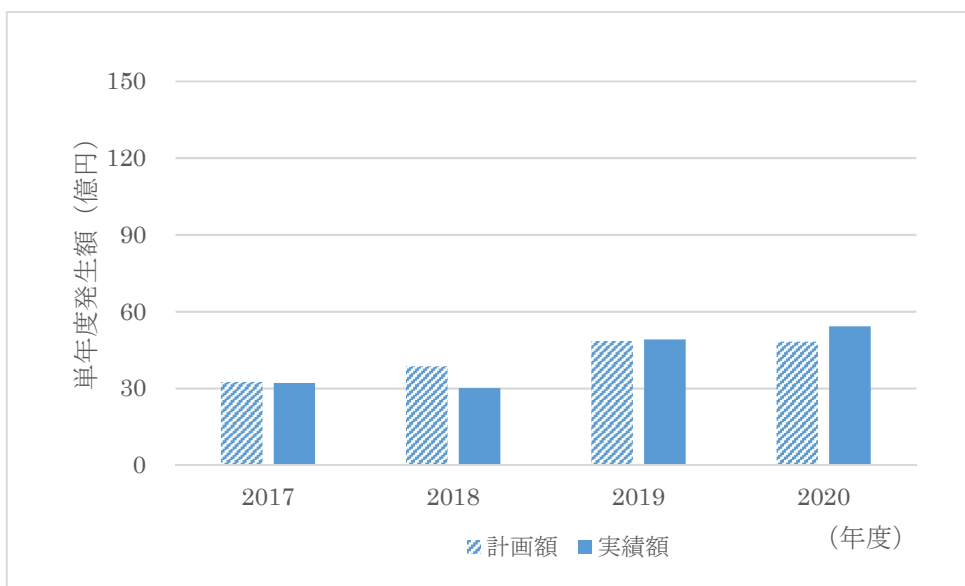


図1-14 公共施設の更新等にかかった費用（水道事業会計）

第2章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

公共施設の耐用年数は数十年に及ぶことから、中長期を見据えて計画的に管理するため、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和33年度（2051年度）までの30年間とします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

本市では、公共施設の最適化を全庁横断的に推進するため、平成24年度（2012年度）に「吹田市公共施設最適化推進委員会」を設置し、総合的な管理及び情報共有を図っています。（図2-1参照）

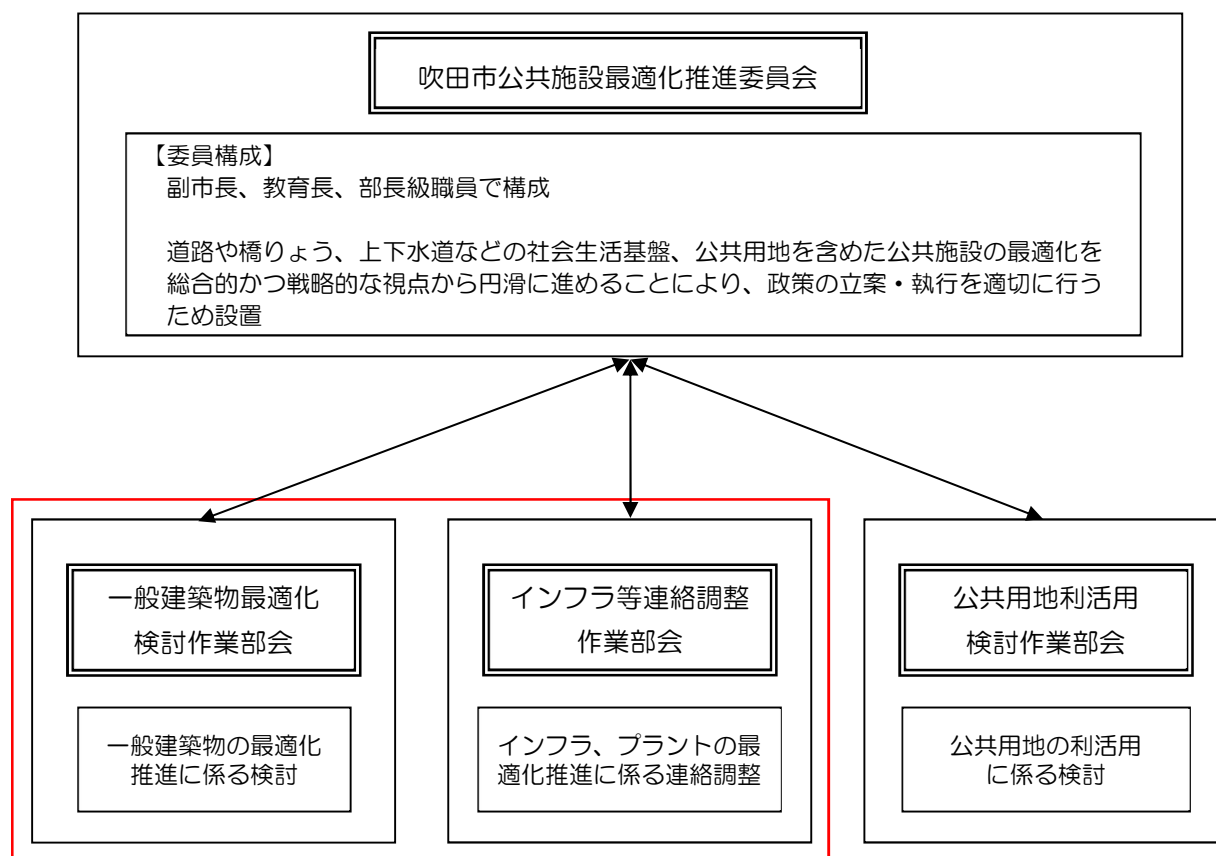


図2-1 全庁的な取組体制

3 現状や課題に関する基本認識

本市の公共施設は、人口急増期に建設され、50年近く経過しているものも多く、施設の長寿命化や更新などに取り組まなければならない時期にきています。そのため、各個別施設計画に基づいて、長寿命化や老朽化対策など施設の特性に応じた取り組みを進めています。なお、各個別施設計画の推進にあたっては、上位計画である本計画により、公共施設全体の状態やトータルコスト等を把握し、総合的かつ中長期的な視点をもって進めていくことが重要です。

4 公共施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施

日常的な点検や定期的な点検等により、劣化・損傷の程度や原因等を把握し、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について、診断します。

公共施設は利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行が施設ごとに異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検及び診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

(2) 維持管理・更新等の実施

公共施設の維持管理や更新等に当たっては、トータルコストの縮減、財政の平準化を念頭に計画的に実施します。

公共施設の維持管理は、これまで主として、対症療法的な保全、いわゆる事後保全での対応が行われてきましたが、今後は予防保全の考え方を取り入れ、点検・診断等の結果を踏まえ、各施設の特性に応じて中長期的な視点から計画的に維持管理や更新等を実施することにより、機能を維持する必要があります。

また、施設の更新等に際しては、民間ノウハウを活用したPFIなどの公民連携の事業手法の導入の可能性について検討します。

(3) 安全確保の実施

日常的な点検や定期的な点検、及び診断結果に基づいて、施設の劣化状況を把握するとともに、災害等に備えて安全性を確保する必要があります。

点検及び診断結果から、劣化・損傷など安全面での危険性が認められたものについては、費用・利用状況・優先度などを踏まえて、修繕や更新等により安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施

多数の市民が利用する施設や、災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設等において、耐震化等の対策を計画的に行い、施設の安全性の向上とともに、災害時における施設の機能を確保します。

(5) 長寿命化の実施

今後、長期に渡って、公共施設を安全に維持するため、各施設の特性に応じて、予防保全、事後保全等を適切に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

長寿命化については、ライフサイクルコストの縮減とともに、費用の平準化を図りながら、実施します。

なお、各施設の劣化状況により長寿命化の実現性が異なるほか、施設の仕様や性能は利用実態に合わなくなる社会的劣化が生じる可能性もあるため、各施設の状況を踏まえて、長寿命化の方策について検討します。

(6) 環境への配慮

公共施設の整備にあたっては、「吹田市第3次環境基本計画」をはじめ「吹田市環境まちづくりガイドライン」「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN」等を踏まえ、省エネルギーや環境負荷の低減等に配慮した取り組みを進めます。

(7) ユニバーサルデザインの推進

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年（2017年）2月20日ユニバーサル関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設のユニバーサルデザインを推進します。

(8) 統合や廃止の推進

一般建築物については、将来を見据え、複合化や集約化を図り、多機能で利便性の高い施設をめざします。施設の廃止にあたっては、利用状況、代替機能、利用者や地域住民の意向などを踏まえ、慎重に検討します。

インフラ系施設及びプラント系施設は、社会生活を支える基盤となる施設であるため、統廃合を行うことは容易ではありませんが、施設の更新時等において、必要に応じて、統廃合等について検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

本計画に基づく取り組みについては、全庁横断組織である「吹田市公共施設最適化推進委員会」を活用し、公共施設の一元管理を行い、全体の調整機能を持たせ、全体計画の進行管理を行います。予算編成においても、全体計画を見据えた優先順位付け等を行い、適切な維持管理を進めます。

また、庁内での研修などを行うことにより、公共施設最適化に関する職員の意識を高めるなど、意識啓発を進めます。

その他、施設の適切な維持管理・更新等を進めるため、職員の技術・技能の向上や業務体制の確保に努めます。

5 PDCAサイクルの推進

各個別施設計画の進捗状況について、情報共有を図り、取組を進めます。本計画の見直しについては、5年ごとに行うことを基本とします。

また、計画策定後は、点検・診断の実施や長寿命化・複合化など、各個別施設計画の進捗に合わせPDCAサイクルを活用し、情報を集約しながら進めることとします。さらに、必要に応じては、上記期間にかかわらず計画の見直しを行います。

なお、計画の見直しの際は、各個別施設計画に基づき中長期的な経費の見直しを行うことや、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することを進めます。

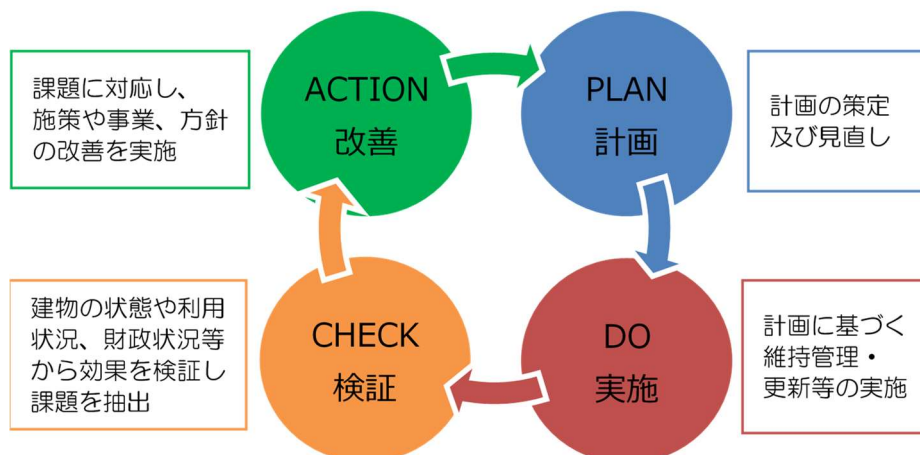


図2-2 PDCAサイクルの考え方に基づく計画の推進

6 地方公会計の活用

平成26年度（2014年度）の新公会計制度の導入に伴い、市が所有する土地や建物等の固定資産のデータを管理し、固定資産台帳を運用しています。

今後も、固定資産台帳を適正に管理していくとともに、固定資産台帳から得られる老朽化等の情報を公共施設の最適化に活用できるよう検討していきます。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 一般建築物

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設数

本市の一般建築物の総量は、令和3年（2021年）3月時点で、371施設、延床面積約852,000㎡です。

表3-1 用途分類別施設数

令和3年（2021年）3月時点

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	
行政施設	庁舎		3	32,023	3.8	
	出張所等		9	1,625	0.2	
	その他庁舎等		6	3,608	0.4	
	消防施設	消防署所 その他消防施設	21	13,396	1.6	
	防災用備蓄倉庫		3	1,339	0.2	
文化・交流施設	市民交流施設		19	30,963	3.6	
	特定テーマ施設等		9	9,899	1.2	
社会教育施設	生涯学習施設	地区公民館	30	12,299	1.4	
		図書館	10	14,650	1.7	
		博物館	1	4,449	0.5	
		その他	2	2,289	0.3	
	青少年施設		4	14,779	1.7	
	スポーツ施設	吹田サッカースタジアム		1	66,355	7.8
		総合運動場		1	9,721	1.1
		スポーツグラウンド		4	1,665	0.2
		市民プール		2	5,033	0.6
	体育館等		6	38,611	4.5	
子ども・子育て支援施設	児童福祉施設	保育所・幼稚園等	30	25,352	3.0	
		児童厚生施設	11	5,244	0.6	
		児童発達支援センター	1	4,106	0.5	
	子育て支援施設	拠点施設(のびのび子育てプラザ)	1	626	0.1	
		放課後児童健全育成施設	36	8,419	1.0	
		その他	4	614	0.1	
学校施設	小学校		36	259,231	30.4	
	中学校		18	136,287	16.0	
社会福祉関連施設	生きがい活動施設		37	3,561	0.4	
	高齢者・障がい者福祉施設		9	18,727	2.2	
	保健・医療施設		4	7,215	0.8	
	事務所・その他		7	1,702	0.2	
住宅施設	市営住宅		26	80,599	9.5	
交通施設	交通施設(自転車駐車場等)		15	25,205	3.0	
環境関連施設	火葬場		1	2,545	0.3	
	環境啓発施設		1	4,947	0.6	
その他施設	その他施設		3	5,097	0.6	
合計			371	852,181	100%	

※「幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)」は教育施設ですが、保育所と幼稚園は一体的に検討していく必要があるため、児童福祉施設の分類で整理しています。

(イ) 老朽化状況と施設保有量の推移

一般建築物の整備状況を建築年度別の新設床面積と施設保有量（延床面積）の推移でみると、昭和30年代後半（1960年代前半）ごろから急増し、年度ごとのばらつきはあるものの、昭和40年代後半（1970年代前半）をピークに、昭和60年代前半（1980年代後半）ごろまで比較的多くの施設整備が続いています。

その後、平成27年度（2015年度）に吹田サッカースタジアム等の建設により一時的に面積が増加していますが、近年は比較的低い値で横ばいの状況となっています。

こうした傾向はほぼ、人口の推移に沿った動きとなっています。

用途別の新設床面積と施設保有量（延床面積）の推移でみると、施設整備が急増した昭和30年代後半（1960年代前半）は、学校施設の整備が多くの割合を占めていたことがわかります。また、面積は少ないものの、その他の施設も一定の割合で含まれていることがわかります。

昭和30年代後半（1960年代前半）に建てられた建物は、築後50年を経過しており、今後は、これらの建物が更新時期を迎えていきます。

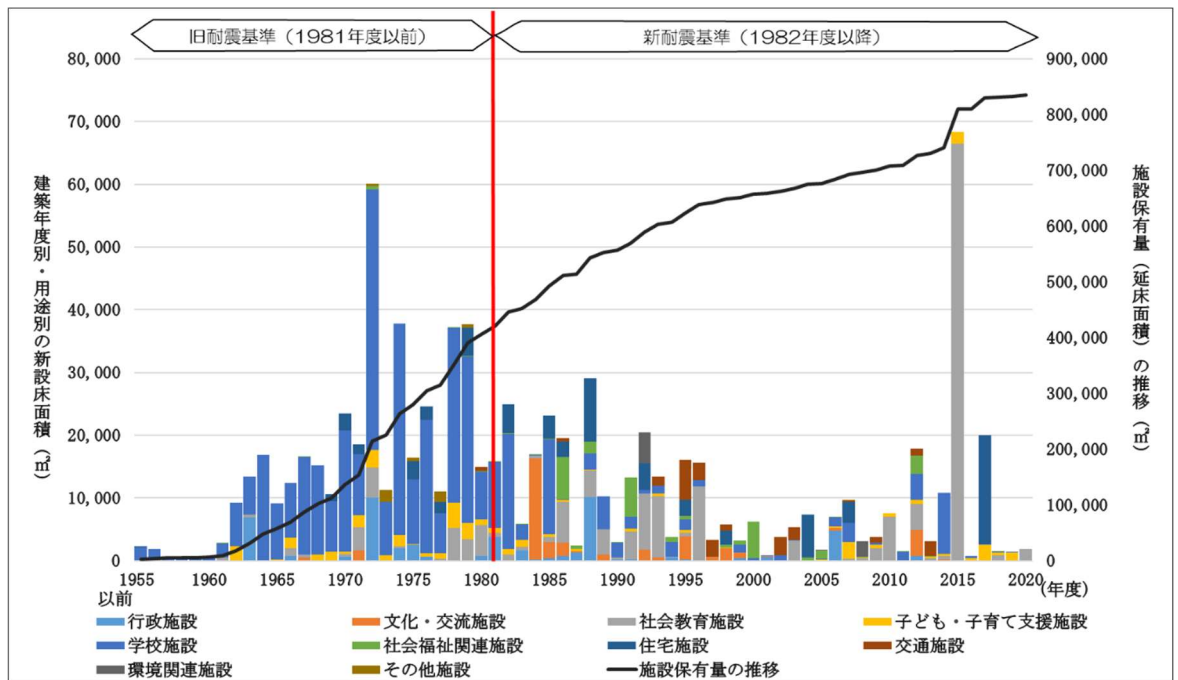


図 3-1 建築年度別・用途別の新設床面積と施設保有量（延床面積）の推移

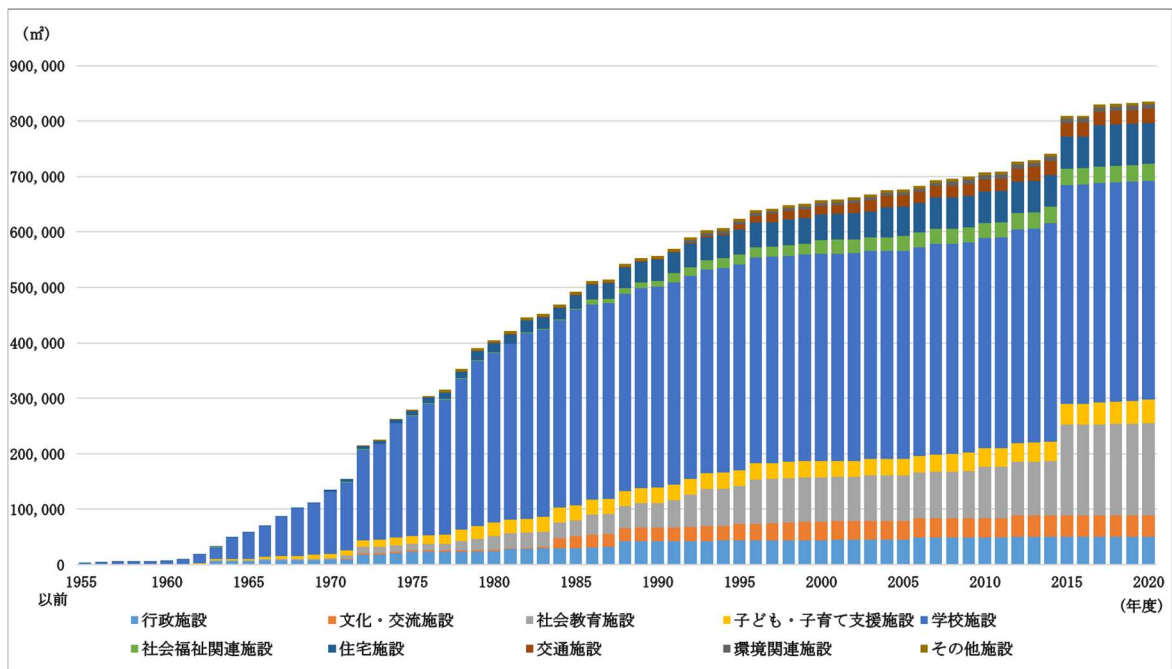


図3-2 用途別の施設保有量（延床面積）の推移

イ 現在取り組んでいる計画等

吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画

吹田市公営住宅等長寿命化計画

ウ 課題

公共施設の最適化に向けた課題を「財務」「供給」「品質」の3つの視点からまとめました。

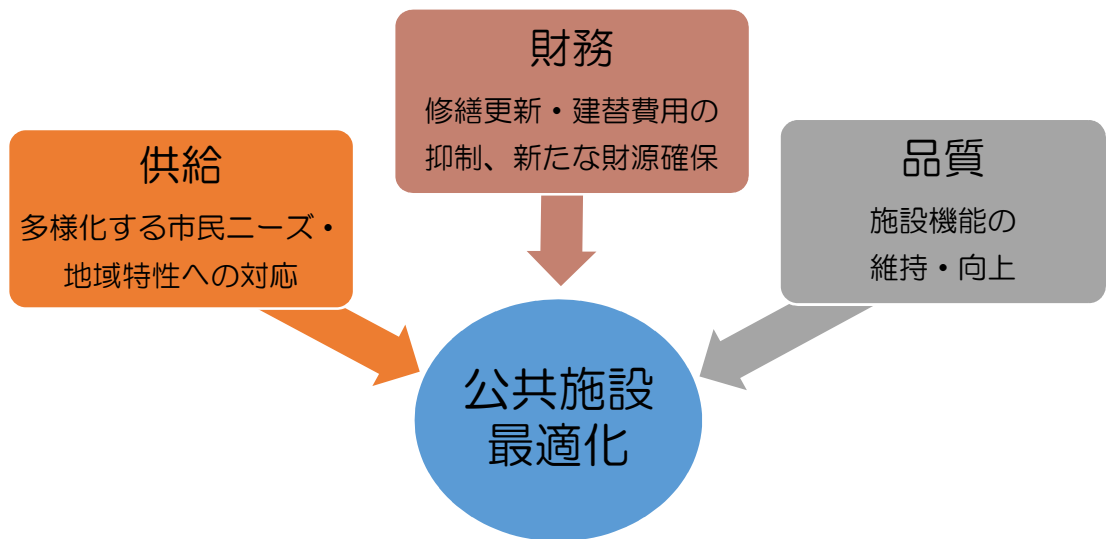


図3-3 「財務」「供給」「品質」の3つの視点からみた一般建築物の課題

(ア) 財務の視点 ～修繕更新・建替費用の抑制、新たな財源確保～

高度成長期に整備した多くの建物が築後50年を迎えており、修繕更新・建替費用の増加や今後の生産年齢人口の減少による税収減、高齢化による社会保障関係費の増加なども想定され、現状の施設規模を継続して維持するとすれば、施設の修繕更新・建替費用に充当する財源が不足することが懸念されます。

健全な財政状態を維持し、将来世代の負担を少しでも軽減するためには、施設の長寿命化や施設規模の縮小により修繕更新・建替費用の縮減を図ることが必要です。また、修繕更新・建替費用に充当するための新たな財源を確保する必要があります。

(イ) 供給の視点 ～多様化する市民ニーズ・地域特性への対応～

一般建築物の多くは高度成長期に、当時の地域・地区の区分により整備されましたが、価値基準の変化により市民ニーズは多様化してきており、地域によっては老朽化した団地の再生等に伴う人口変動もみられるなど、現在の市民ニーズ・地域特性に必ずしも合致しているとはいえない状況があります。また、近年は公共サービス部門の民間開放が進むなど、サービスの供給形態も多様化しています。

今後も、時代と共に変化する市民ニーズ・地域特性に柔軟に対応することが求められており、各施設において、公共施設としての機能と求められるニーズ及び役割を精査するなど、供給のあり方を検討する必要があります。

(ウ) 品質の視点 ～施設機能の維持・向上～

施設の老朽化が進む中で、これまでのような対症的な保全、いわゆる事後保全のみを繰り返すことは、予期せぬ不具合の発生によるサービスの低下を招くとともに、建替サイクルが短縮し、結果的に修繕更新・建替費用の増大につながる恐れがあります。また、耐震化・防災性能の強化や、環境対策・バリアフリー対応、良好な景観の形成など、公共施設に求められる社会的要請は多様化しています。

市民が安全で快適に使える公共施設を維持し、持続可能なまちづくりを進めるためには、これらの社会的要請に応えるとともに、計画的な保全により施設の機能を維持・向上する必要があります。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における一般建築物の維持管理経費（点検・調査、補修、修繕の費用）は、約9.8億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに一般建築物の更新等にかかった費用は約74億円から約126億円です。実績額が計画額を上回った理由としては、事業の実施時期のずれや、計画策定時に見込んでいなかった事業の実施などが考えられます。

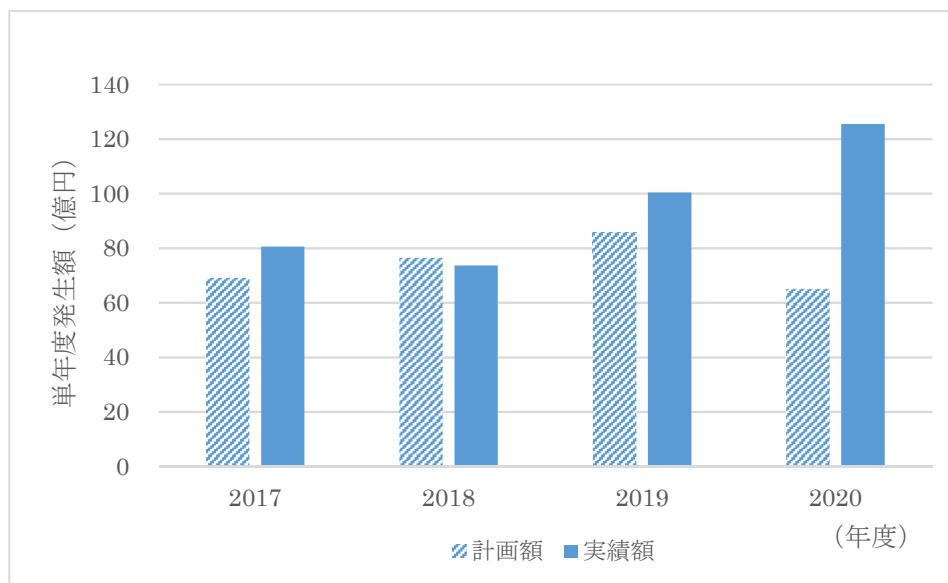


図3-4 一般建築物の更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

鉄筋コンクリート造及び重量鉄骨造の建物の耐用年数を60年、軽量鉄骨造の建物の耐用年数を40年として、施設を耐用年数経過時に更新等を行った場合、30年間で約5,989億円の費用が必要になるものと見込まれます。

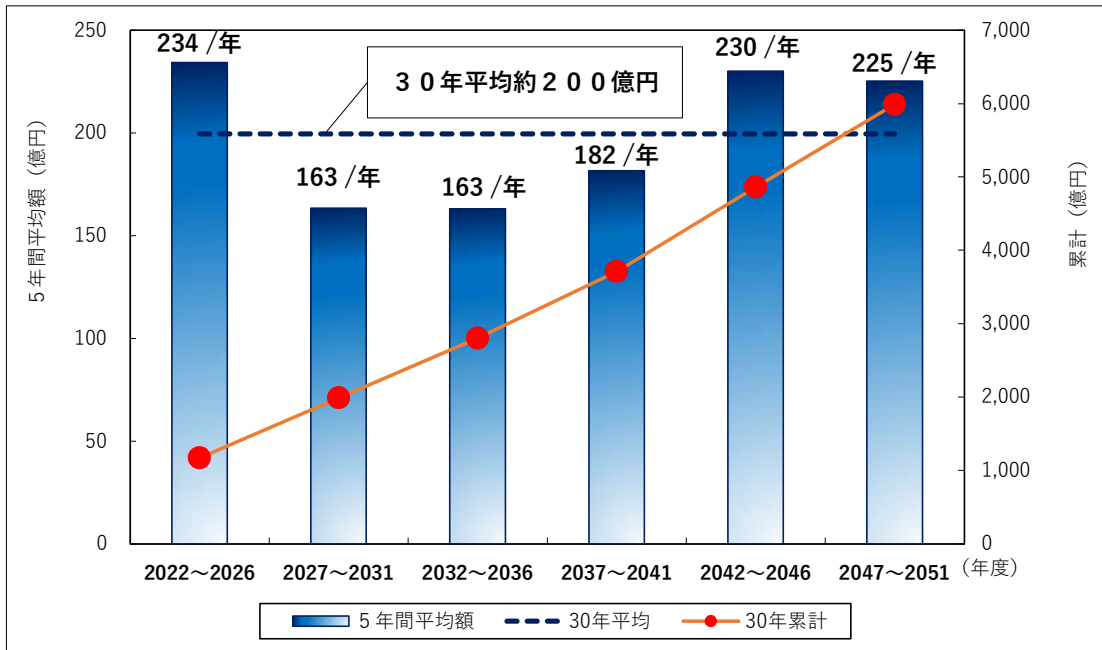


図3-5 一般建築物の単純更新した場合の費用

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

鉄筋コンクリート造及び重量鉄骨造の建物の耐用年数を80年、軽量鉄骨造の建物の耐用年数を50年として、施設の長寿命化対策等を行った場合、30年間で約4,365億円の費用が必要になるものと見込まれます。

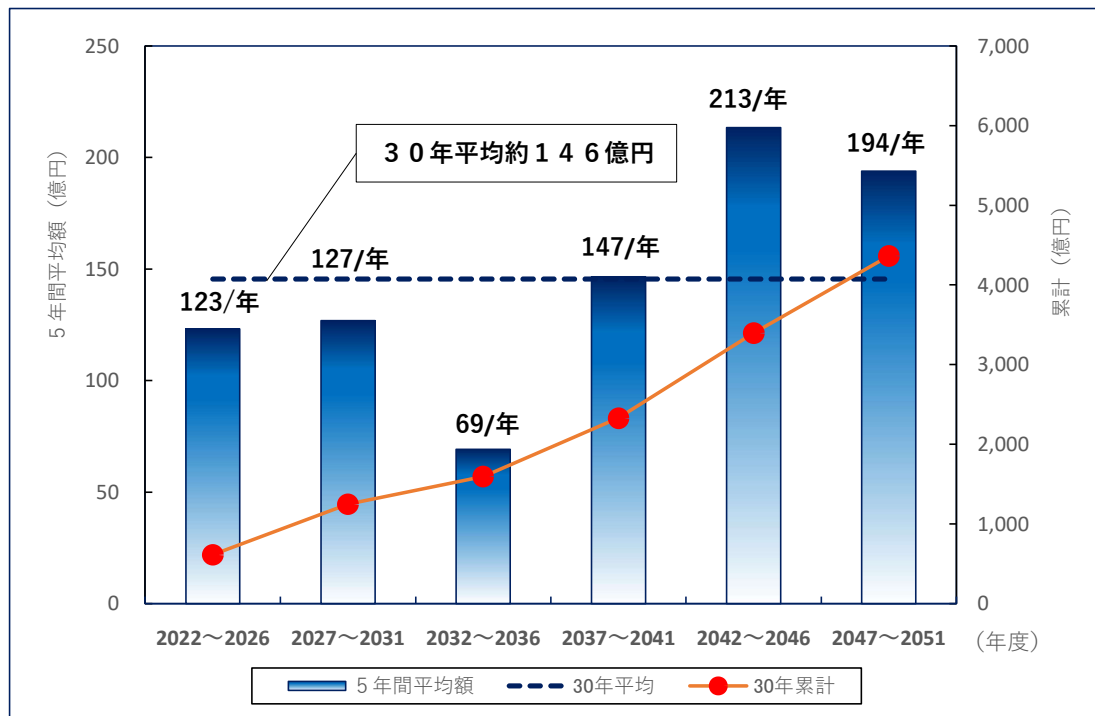


図3-6 一般建築物の長寿命化対策等を反映した場合の費用

工 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る30年間の費用について、約1,624億円（1年あたり約54.1億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

劣化や不具合などの異常を速やかに発見し改善を行うため、日常点検や法令等に定められた点検を適切に実施します。また、それらの結果を活用しながら建築物や建築設備の劣化診断を行い、修繕・更新時期の判断に活用します。なお、点検業務の委託契約において、保全業務の効率化を図るため、発注に係る仕様の標準化に取り組みます。

イ 維持管理・更新等の実施

本市では、経年劣化の進んだ施設が多くあるため、「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、建替えや大規模修繕を進めます。なお、更新周期は屋根、外壁、内装等の部位や設備機器ごとに異なるため、内装の全面的な更新を行う工事を大規模修繕とし、内装以外の部位や設備機器については、極力、大規模修繕に合わせて更新するよう調整します。

施設の建替えや大規模修繕の際は、利用者の視点に立ったバリアフリー対応、ヒートアイランド対策などの環境配慮、耐震化や防災性能の強化などを考慮しながら、良好な施設機能を長期的かつ安定的に供給できるように取り組みます。

新たな施設整備に際しては、民間ノウハウを活用した公民連携の事業手法の導入の可能性や、用途変更することを当初から想定するスケルトン・インフィル方式の採否について、検討します。

ウ 安全確保の実施

利用者の安全性を確保するため、日常点検や法令等に定められた点検により発見された異常について適切に対応するよう、施設保全部署は施設管理者に対して技術的な面での支援を行うなどの連携を図りながら安全性の維持に努めます。

エ 耐震化の実施

旧耐震基準で整備された施設については、賃借、区分所有、暫定利用の施設を除き、耐震診断を実施し、耐震性がないと判定された建築物については、耐震改修または建替えを行います。

オ 長寿命化の実施

必要な機能や広さが確保されており、構造躯体の健全性にも問題がないと判断される施設については、長寿命化をめざします。

また、新たな施設整備に際しては、建物を長く使い続けることを前提に考え、将来における市民ニーズの変化にも対応できるよう、柔軟な用途転用が可能な構造・仕様とするよう検討します。

カ 環境への配慮

建替えや大規模修繕の際には、採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制することをめざします。また、空調、照明、給湯、換気、昇降機などの設備については、高効率や省エネルギー型の機器の導入検討を行い、率先導入を図ります。併せて、グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材を利用するなど、資源循環や環境保全に配慮した製品の採用を行います。

キ ユニバーサルデザインの推進

建替えや大規模修繕の際には、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。また、計画段階においては、バリアフリー吹田市民会議等を活用し、より多くの方の意見を踏まえるなど、誰もが使いやすいデザインをめざします。

ク 統合や廃止の推進

将来を見据え、複合化や集約化を図り、多機能で利便性の高い施設をめざします。

複合化や集約化を進めるにあたっては、市民ニーズ、地域特性、老朽化状況等を考慮し、市民の利便性や施設の効率性を高めるよう、多角的に検討します。

また、施設の廃止にあたっては、利用状況、代替機能、利用者や地域住民の意向などを踏まえ、慎重に検討します。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

一般建築物の施設所管部署は複数設置されているため、施設保全部署において、市有建築物保全システムを活用し、施設情報の一元的な管理を行うなど、各担当部署が適切な役割分担をしながら、全庁横断的に計画的に進めます。

コ その他（広域的な検討について）

北大阪全体の地域力の総合的な向上も視野に入れ、近隣市と連携した施設の相互利用について、協議・調整を行いながら、将来必要となる施設機能について検討し、複合化や集約化等を図り、多機能で利便性の高い施設をめざします。

近隣市と連携した施設相互利用においては、施設の機能や設置場所、役割分担などを考慮のうえ、相互利用だけでなく、共同運用やサービスの連携等についても、検討を進めます。

2 道路・橋りょう

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設数（令和3年(2021年)3月末時点）

表3-2 施設数

種別	施設数
道路（認定路線）	実延長：542km （1級市道：31km、2級市道：33km、 その他市道：449km、独立専用自歩道：29km）
橋りょう	193橋（道路橋：150橋、歩道橋：43橋）
横断歩道橋	14橋
道路標識	1,222基（片持ち式：95基、路側式その他：1,127基）
街路灯及び防犯灯	21,233基
カーブミラー	2,365基
擁壁・のり面	31箇所
街路樹（高木）	11,568本

(イ) 施設保有量の推移

認定路線延長は、廃止された路線、重複認定された部分を除外した実延長で本計画策定時から12km増加しています。増加の主な内訳は、開発行為による帰属道路と、本市の都市計画事業に伴う道路となっています。

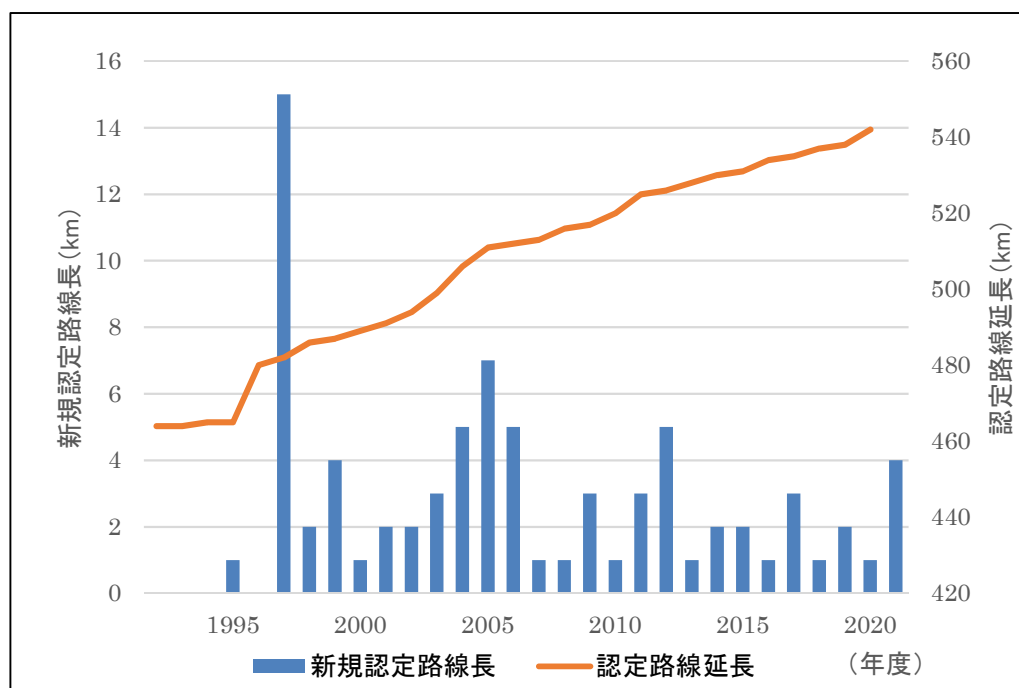


図3-7 認定路線延長の状況

(ウ) 老朽化状況

a 道路

経年劣化により、修繕や更新が必要となっています。道路舗装の耐用年数は、調査に基づく推定により、平均 35 年としていますが、一律ではなく交通量や舗装構成により大幅に変わるため、定期的な調査と結果に基づく計画的な修繕を進めます。

b 橋りょう

架橋年が明らかな橋りょうのうち約80%が、20年後には建設から耐用年数の目安である50年以上を経過することになります。今後も定期的な点検と予防的な修繕をはじめとする長寿命化対策を実施することで、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、安全な橋りょうの維持管理に努めます。

イ 現在取り組んでいる計画等

道路施設のうち幹線道路舗装及び橋りょうについては、戦略的な維持管理を推進すべく、施設ごとの点検、維持管理手法や管理水準、点検結果に基づく補修計画などを体系的にとりまとめた個別施設計画として「吹田市舗装長寿命化修繕計画」「吹田市橋梁個別施設計画」「吹田市橋梁長寿命化修繕計画」及び「吹田市大型構造物(大型カルバート)個別施設計画」を策定し、効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、大規模地震発生においても落橋に至るような致命的な被害を防止し、地震後の道路ネットワークとしての安定した交通の確保を目的として、一部の橋りょうについて、「吹田市橋梁耐震補強計画」を策定し、落橋・倒壊の防止対策を実施しています。

ウ 課題

本市が管理する道路施設においては、建設後一定の供用期間を経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定され、維持管理・更新費の増大が見込まれます。道路管理者として、限られた予算のなかで道路施設を効率的かつ効果的に管理するためには、長期的な視点における計画的・効果的な維持管理・更新計画と、トータルコストの最小化を図る必要があります。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における道路・橋りょうの維持管理経費（点検・調査、補修、修繕の費用）は約13億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに道路・橋りょうの更新等にかかった費用は約6億円から約9億円です。実績額が計画額を下回った理由については、事業の実施時期がずれたことなどが考えられます。

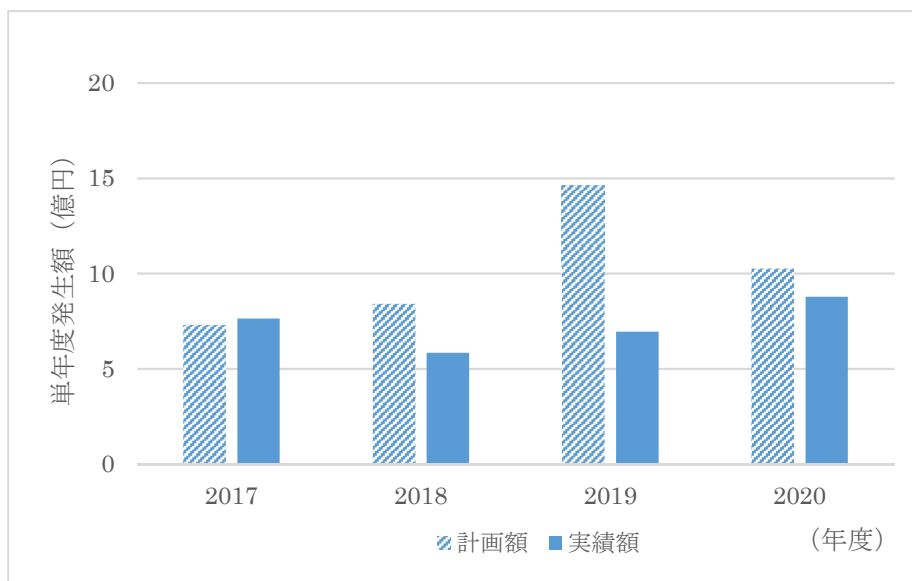


図3-8 道路・橋りょうの更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み

道路施設のうち、定期的な点検と予防的な修繕をはじめとする長寿命化対策を実施している、幹線道路舗装と橋りょうについて、長寿命化対策の効果額を算出します。

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

道路舗装に関しては、年間約2.4億円、今後30年間で約71億円の費用が必要になるものと見込まれます。

橋りょうに関しては、年間約1.8億円、今後30年間で約55億円の費用が必要になるものと見込まれます。

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

道路舗装に関しては、年間約1.7億円、今後30年間で約50億円の費用が必要になるものと見込まれます。なお、道路舗装の長寿命化とは、路盤を含めた舗装の打ち換えが必要となるまでに、表層の補修、表層及び基層の修繕等を適切に行うことにより、路盤の劣化の進行を遅らせ、舗装の延命を図るものです。

橋りょうに関しては、年間約0.9億円、今後30年間で約27億円の費用が必要になるものと見込まれます。なお、橋りょうの長寿命化とは、これまで損傷が大きくなってから修繕や架替えを行っていた対症療法型の維持管理から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理を実施することで、計画的に修繕や架替えを行い、コスト縮減を図りつつ、橋りょうの寿命を延ばすものです。

なお、これらの試算額は、既存施設の更新等を基本としたもので、今後、点検・診断等の実施結果等を踏まえ、修繕・更新等費用を精査しながら、適宜見直しを行います。

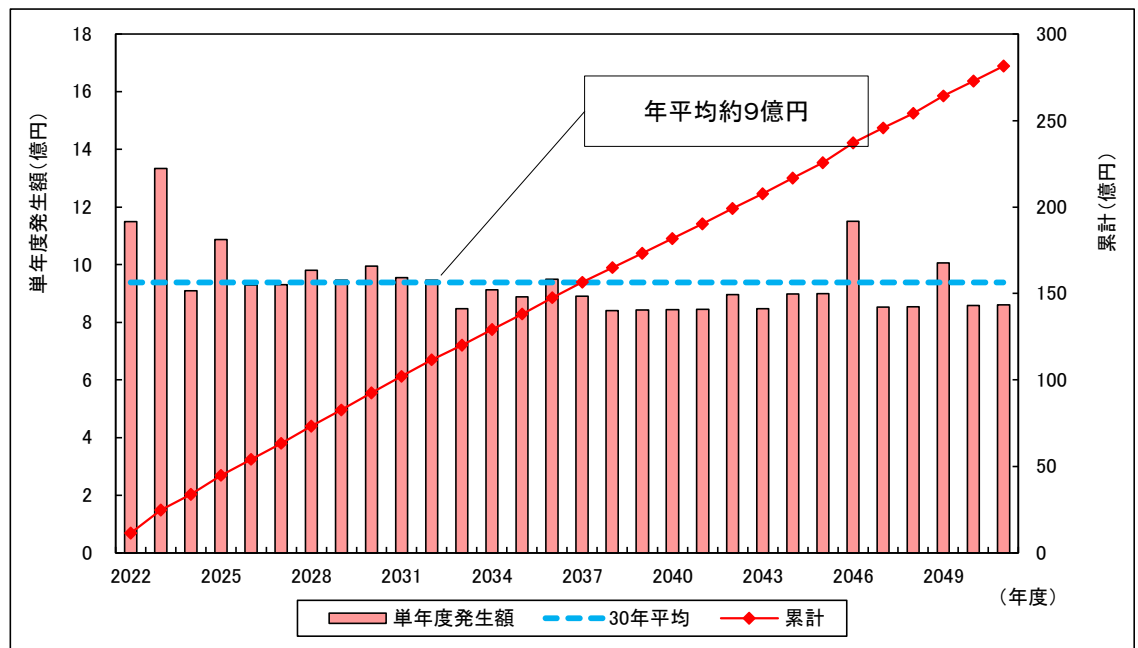


図3-9 道路、橋りょうの長寿命化対策等を反映した場合の費用

※幹線道路以外の道路の更新等に係る費用も含まれます。

工 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る30年間の費用について、道路舗装は約21億円（1年あたり約0.7億円）、橋りょうは約28億円（1年あたり約0.9億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

点検・パトロールの第一義的な目的は、「施設の現状を把握し、不具合の早期発見、適切な処置により、利用者および第三者への安全を確保すること」とします。

また、「点検データ（基礎資料）を蓄積し、点検の充実や予防保全対策の拡充、計画的な補修等、効率的・効果的な維持管理につなげることも、大きな目的と言えます。

点検等の実施にあたっては、これらの目的を常に意識して実施します。

本市における点検は、目的、頻度、内容等によって、日常点検（パトロール）、定期点検（近接目視）、詳細点検（調査）、緊急点検、臨時点検に区分し、実施します。

日常点検は、週に2回、パトロールによる車上からの点検を実施しています。定期点検は、5年に1回、橋りょうや大型カルバートについて、近接目視による法定点検を実施しています。

また、幹線道路を中心に車道舗装の路面性状調査及び路面下空洞調査、道路標識、街路灯及びカーブミラーなどの道路附属物並びに擁壁・のり面の点検を定期的に行っています。

その他、災害や、大きな事故が発生した場合、構造物に予期せぬ損傷や異常がないかを確認するための臨時点検や、コンクリート片剥落などの緊急事象発生時に同様な事象が発生する可能性のある同種施設において緊急点検を必要に応じて実施します。

施設の重要性や特性を考慮して、施設ごとに定めた日常点検や定期点検の実施方針に基づき、それぞれの点検を着実に実施します。

イ 維持管理・更新等の実施

限られた予算の中で、効率的・効果的な維持管理を実施するためには、全ての施設を同一の水準で維持管理するのではなく、メリハリの効いた維持管理方針を設定する必要があります。

本市では、予防保全（予測計画型、状態監視型、時間計画型）及び事後保全の維持管理手法を基本とし、施設の重要性や特性を考慮して、施設ごとに定めた管理水準に基づき、今後の維持管理を行います。

ウ 安全確保の実施

日常点検、定期点検等により、危険性が確認された施設については、早急に必要な対応を行い、安全性を確保します。

エ 耐震化の実施

平成8年度（1996年度）の国における防災総点検マニュアルに従って点検箇所の抽出を行い、対象となる市内の22橋（道路橋12橋・歩道橋10橋）について点検調査を行った結果、構造上耐震補強の対策が必要な橋が16橋（道路橋8橋・歩道橋8橋）ありました。これらの橋を危険度や緊急度に応じて、平成10年度（1998年度）から耐震補強対策を順次実施しており、令和3年度（2021年度）に完了予定です。今後、緊急交通路を中心に耐震補強が必要な橋りょうについて対策を実施します。

対策内容につきましては、橋の構造がそれぞれ異なりますが、主に落橋防止装置の設置、橋台・橋脚の補強、コンクリート部のひび割れや亀裂部分の補修・補強、支承（橋桁など上部工の荷重を支持し、橋台や橋脚に荷重を伝達させる装置）の取替えにあわせて、維持・保守のため橋面の舗装、高欄の取替えなどを行います。

オ 長寿命化の実施

平成24年度（2012年度）に市内179橋について遠方目視による点検を行い、そのうち15

m以上の規模の大きい道路橋や、緊急交通路に位置づけられている主要な橋りょう34橋を対象に「吹田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。今後、建設後50年以上の高齢化を迎える橋りょう群に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋りょうの修繕・架替えに要する費用の増大が懸念されることから、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う” 予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を100年間とすることを目標とし、修繕・架替えに要するコストを縮減します。

これらの橋りょうの重要度や損傷状況に応じて、平成26年度（2014年度）から修繕対策を順次実施しています。

カ 環境への配慮

溶融スラグ等の再生資材、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等を利用するなど環境へ配慮した製品の使用を積極的に進めます。また、歩道の舗装更新については、雨水等を地中に浸透しヒートアイランド現象の抑制に効果のある透水性舗装等を採用します。

キ ユニバーサルデザインの推進

急速に高齢化が進むわが国では、誰もが安全で安心して社会参加するために、高齢者や障がい者等はもちろん、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できる、ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備が急務となっています。

本市も、令和3年（2021年）4月1日施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（通称：改正バリアフリー法）」をはじめ、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」等に基づき、全ての人が安全に安心して参加し行動できる社会を実現するため、道路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を推進していきます。

また、本市では施策のスパイラルアップ等のため、意見や助言を聴取することを目的に毎年吹田市バリアフリー懇談会を開催しており、高齢者や障がい者等の方々に意見や助言をいただく場を設けています。

ク 統合や廃止の推進

道路施設は、社会生活を支える基盤となる施設であるため、原則として統合や廃止は行いませんが、他の道路の新設により不要になる場合など、利用状況等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

道路施設の点検等に関する研修・講習を通じ、職員の技術力の向上に努めるとともに、必要な管理体制の整備を図ります。

コ 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

現在、事業中の都市計画道路をはじめ、今後事業化される都市計画道路の完成による既存道路の役割の変化など、今後も交通状況の変動を注視しつつ各道路の役割と適切な位置づけ及び補修計画の見直しを行っていきます。見直しにあたっては、道路に関係する他の計画と整合を図りながら進めていきます。

また、本市が管理する道路施設に影響を与えると考えられる、国や府の管理施設の新たな計画に際しては、市道の管理に齟齬が生じないように、連携を図ります。

3 公園

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設数

本市が管理を行っている公園、遊園などは、令和3年（2021年）3月31日時点、527箇所、222.39haであり、大阪府が管理を行っている服部緑地と万博公園を含めると市民一人あたりの都市公園面積は、9.54㎡/人となっています。

表3-3 市内の公園の分類（本市管理）

種別	箇所数	面積 (ha)	例示
総合公園	3	49.00	千里北公園・千里南公園・紫金山公園
地区公園	3	16.53	桃山公園・片山公園・中の島公園
近隣公園	15	32.86	江坂公園ほか
街区公園	116	32.33	大井池公園ほか
都市緑地	1	58.80	千里緑地
遊園	345	15.59	テレビ広場遊園ほか
緑道	27	13.69	川園緑道ほか
その他緑地	17	3.62	五月が丘緑地ほか
合計	527	222.39	

※大阪府営公園の服部緑地8.9haと万博公園129haは除く。

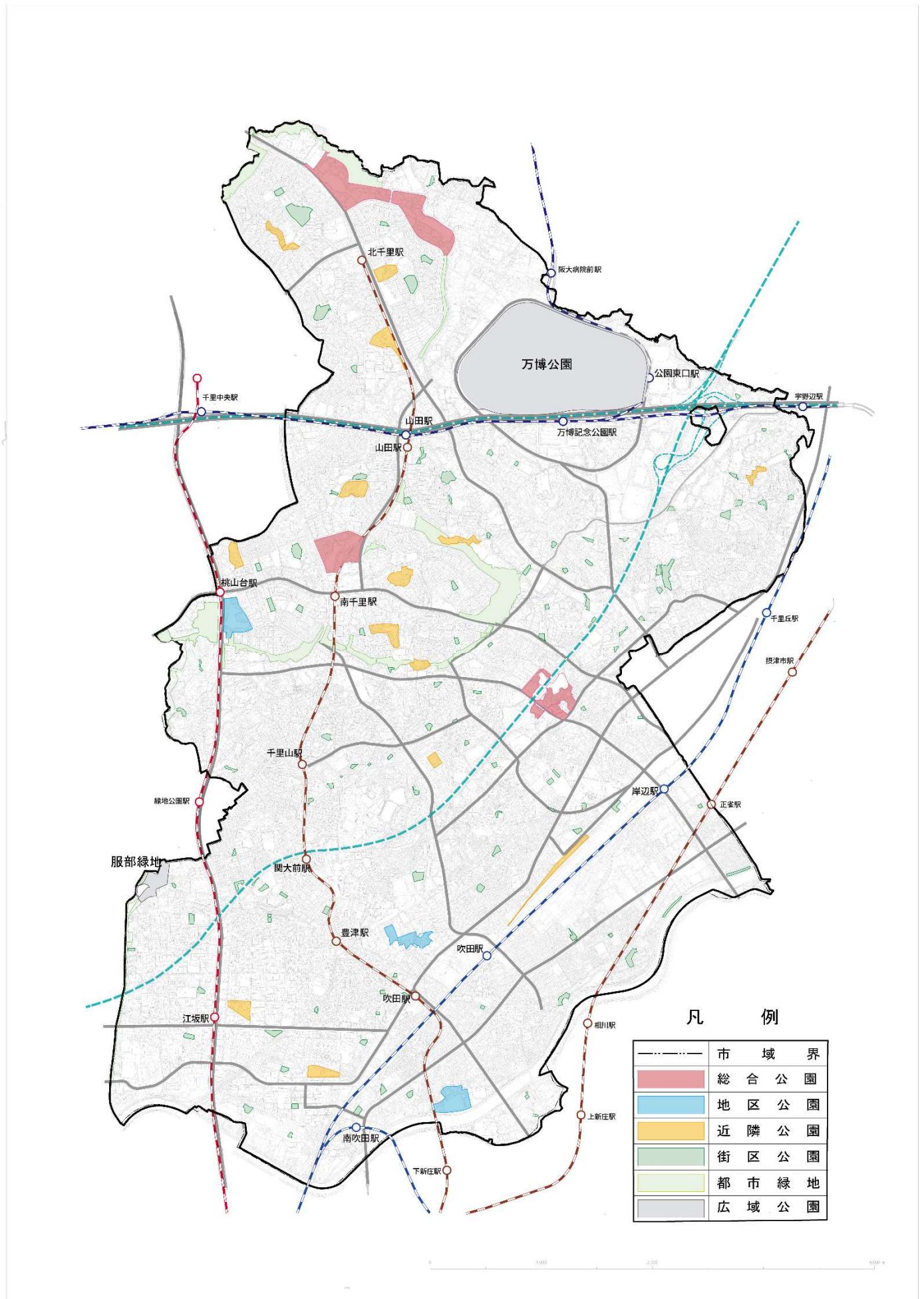


図3-10 吹田市都市公園配置図（※都市公園：広域・総合・地区・近隣・街区公園、都市緑地）

(イ) 施設保有量の推移

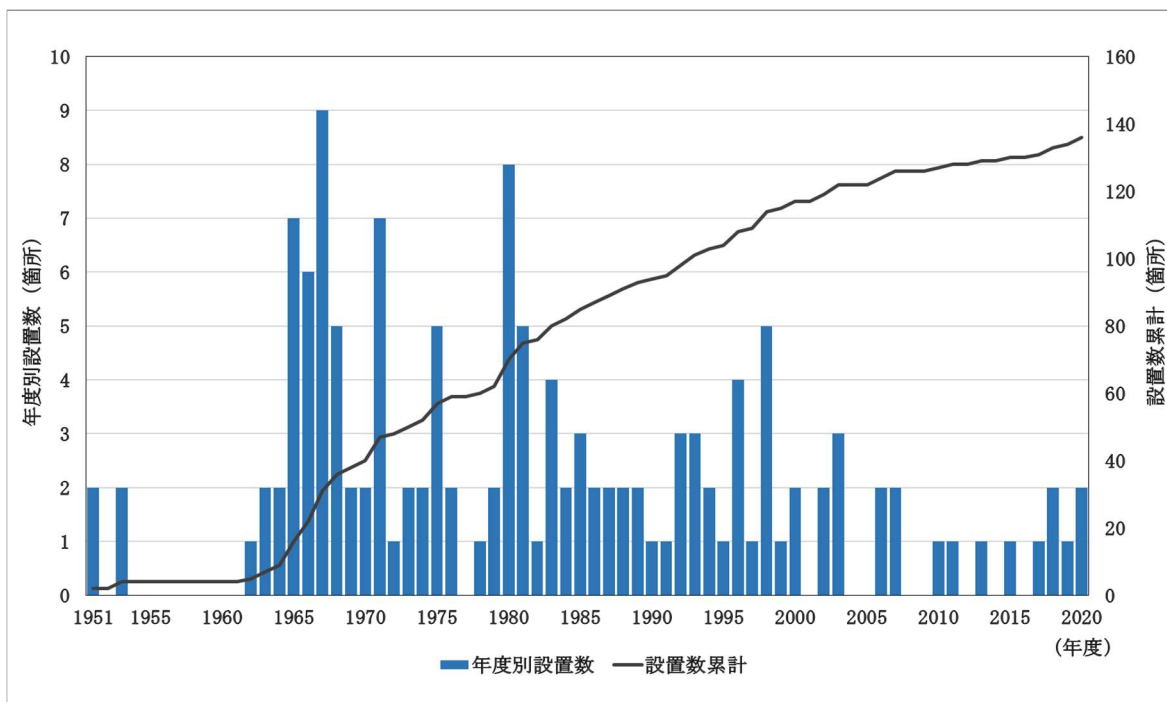


図3-11 公園数の推移

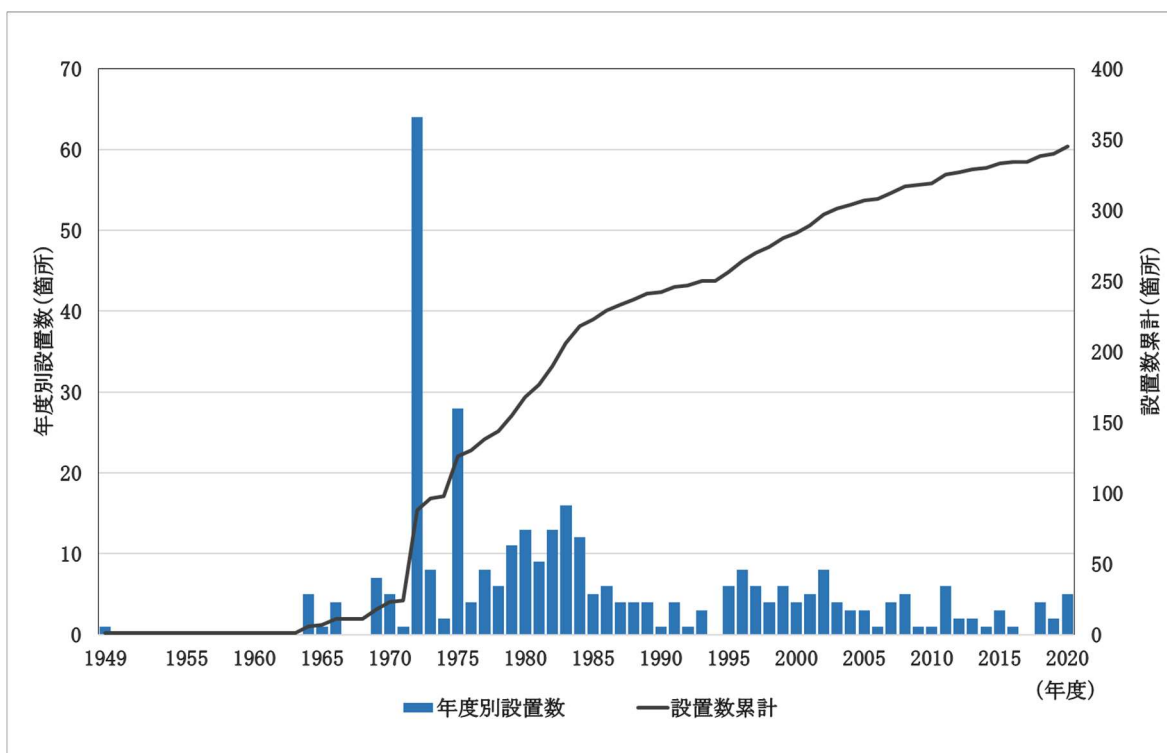


図3-12 遊園数の推移

(ウ) 老朽化状況

開園から30年以上経過している公園は約7割を占めています。(94公園/136公園)
 さらに、50年以上経過している公園は約3割を占めています。(40公園/136公園)

イ 現在取り組んでいる計画等

吹田市都市公園等整備・管理方針

吹田市公園施設長寿命化計画

吹田市公園便所基本計画

ウ 課題

本市の公園等は、レクリエーションの場として多くの人に利用されているほか、災害時の避難地とした用途もあります。しかし、設置から30年以上経過している公園等が約7割を占めており、施設の老朽化が進んでいるため、安全の確保が求められています。

平成24年度（2012年度）に策定した「吹田市公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園の重要施設である遊具を優先して補修や更新を実施してきましたが、老朽化に対する施設の更新が追いついておらず、長期にわたり使用できない施設が生じていることから、より計画的な更新を進める必要があります。併せて、都市公園以外の遊園や緑地についても、機能分担や設備の更新を検討し、計画的な維持管理を進めていくことが必要です。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における公園の維持管理経費（点検・調査、補修、修繕の費用）は約1.4億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに公園の更新等にかかった費用は約2億円から約4億円です。実績額が計画額を下回った理由としては、計画していた事業の未実施、実績額が計画額を上回った理由としては、計画策定時に見込んでいなかった事業の実施などが考えられます。

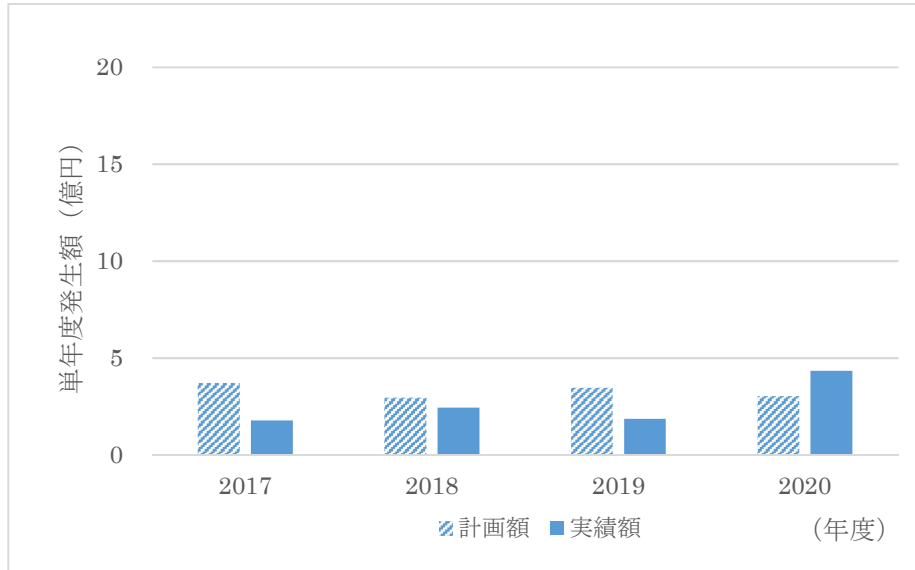


図3-13 公園の更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

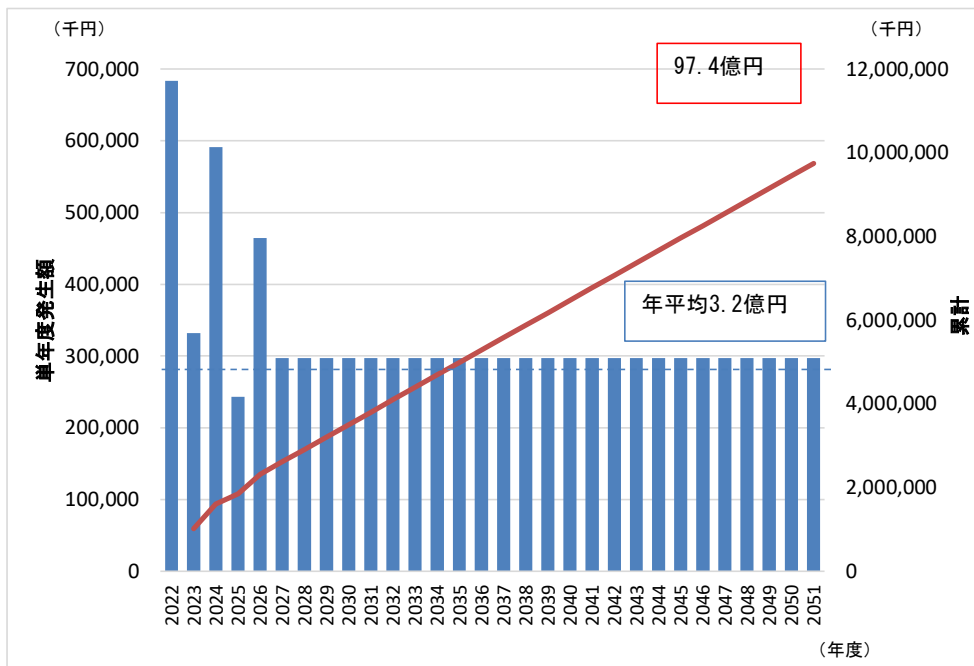


図3-14 公園の単純更新した場合の費用

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

予防保全型管理の対象施設において、点検、修繕等の実施によるライフサイクルコストの縮減により、公園の30年間の更新等の費用については、30年間で91.2億円、年平均3.0億円が必要になるものと見込まれます。(図3-15参照)

なお、これらの試算額は、既存施設の更新等を基本としたもので、今後、点検・診断の実施結果等を踏まえ、修繕・更新等費用を精査しながら、適宜見直しを行います。

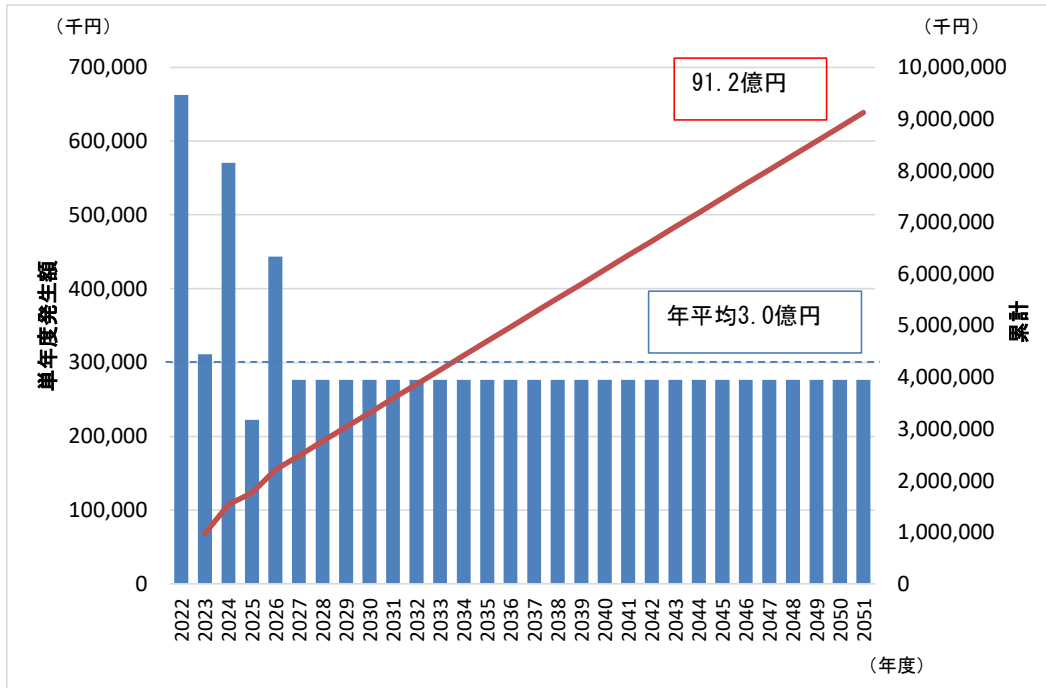


図3-15 公園の長寿命化対策等を反映した場合の費用

エ 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る30年間の費用について、約6.2億円（1年あたり約0.2億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

施設の点検については、日常点検を年2回（長寿命化対象外の施設は年1～2回）、主に市職員により実施しています。定期点検については、遊具は年1回、その他の施設は5年に1回、池の周りの柵については年1回実施しています。

「吹田市公園施設長寿命化計画」の策定時に開設していた都市公園126箇所については、健全度調査等で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化状況や安全性などを確認し、総合的な判定を行っています。特に遊具は、点検とあわせて年1回健全度判定を行います。

イ 維持管理・更新等の実施

対象施設について、予防保全型管理施設と事後保全型管理施設に分類し、それぞれ定めた管理目標に基づき、更新期を迎えるまでに施設が一定のレベルを保つよう、水準に達したときに対策を行います。

なお、健全度調査の対象施設のうち、予防保全型管理施設については遊具や便所などの施設、事後保全型管理施設については園路広場やフェンスなどの施設に分類し、管理を行います。また、健全度調査の非対象施設は、事後保全型管理施設のみで、給排水施設やベンチなどの施設を対象とし、管理を行います。

ウ 安全確保の実施

予防保全型管理を行う施設については、定期点検結果をもって健全度調査とし、更新期間を超過している施設等に対しては、点検等の頻度を高め、公園施設の機能保全と安全性を維持します。

公園施設の異常を発見した場合は、必要に応じて使用禁止措置を行います。

エ 耐震化の実施

施設更新の際は耐震施設とします。

オ 長寿命化の推進

予防保全型管理が可能な施設については、計画的に修繕を行い、公園施設の長寿命化と維持管理費の平準化を図ります。また、「吹田市公園施設長寿命化計画」は、10年毎に見直しを行います。

カ 環境への配慮

公園は多くのみどりや水辺を有しており、「生物多様性の保全」「市民の活動の場・憩いの場の提供」「都市の安全性・安心性の確保と防災上の向上」「都市魅力の向上」等の機能があり、その機能を保持・向上していきます。

公園整備においては、溶融スラグ等の再生資材、グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材を利用するなど環境へ配慮した製品の使用を積極的に進めます。また、ヒートアイランド現象の抑制に効果のある透水性舗装等を採用します。

キ ユニバーサルデザインの推進

公園施設の設置・更新や再整備にあわせて公園内の主要な施設と特定公園施設のバリアフリー化を順次進め、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（通称：改正バリアフリー法）」に基づく都市公園移動等円滑化基準への適合化を推進します。

適合化への推進にあたっては、はじめに主要都市公園を対象に適合化を図り、次に各都市公園等計画区域について最低限 1 箇所の都市公園を対象に適合化を図っていくなど、早期に誰もが公園を円滑に利用できる環境確保をめざします。また、主要都市公園については、バリアフリー吹田市民会議等を活用し、計画段階で障がい者の意見を積極的に取り入れるよう努めます。

ク 統合や廃止の推進

更新期限を過ぎている施設であっても現在の状態で維持管理する施設が多くあり、健全度が悪いものに対しては、閉鎖する等の措置も含めた対策が必要となります。状況に応じて、撤去のみ行う施設や他の施設と統合する施設等を検討します。公園を利用する年齢層や公園の位置により公園の役割がそれぞれであることから、市民のニーズをくみ取った整備を図ります。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

今後の長寿命化計画の見直しや効率的な維持管理運営を推進するためには、公園台帳の整備を実施し、調査点検・補修修繕・更新等の履歴の管理が可能なデータベースの構築を図ります。

4 下水道

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設数（令和3年(2021年)3月末時点）

表3-4 管渠管理延長

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
下水道管理延長 (全体)	832,457	833,355	835,033	836,638	850,077
汚水管 (m)	323,535	323,846	324,566	324,539	332,601
雨水管 (m)	166,641	166,941	167,688	169,046	174,248
合流管 (m)	342,281	342,568	342,779	343,053	343,228

表3-5 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場名	晴天日最大処理能力	供用開始年度	摘要
川面下水処理場	24,600 m ³ /日	昭和41年 (1966年)	合流式
南吹田下水処理場	73,500 m ³ /日	昭和46年 (1971年)	合流・分流式
川園ポンプ場	0.311 m ³ /秒 (時間最大汚水量)	昭和43年 (1968年)	合流式

(イ) 施設保有量の推移及び老朽化状況

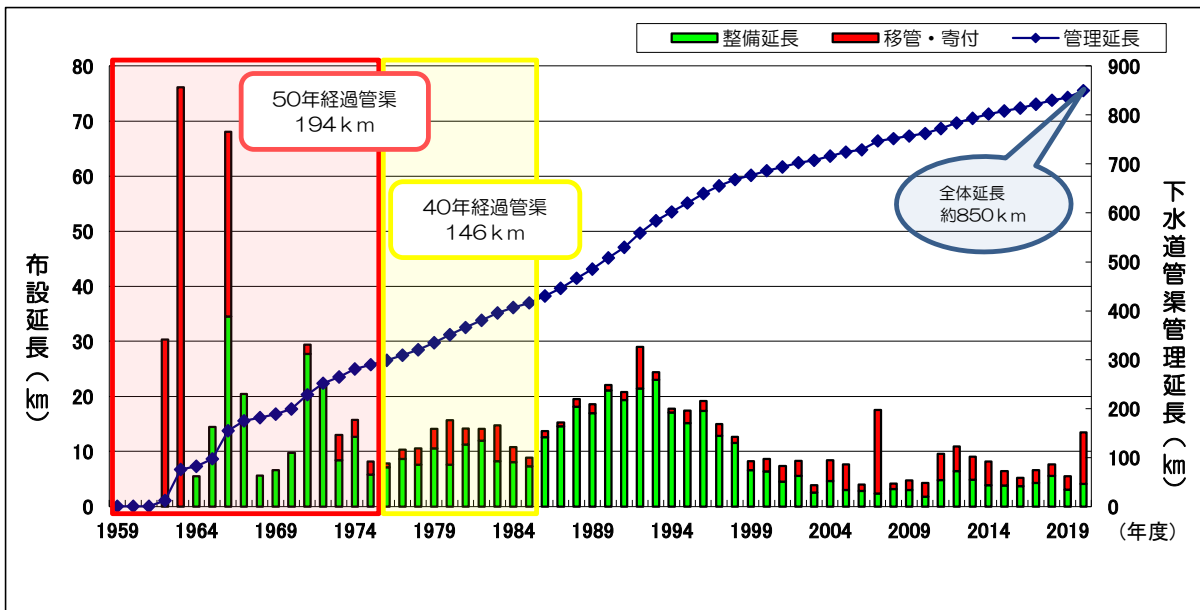


図3-16 下水道の状況

本市が管理している管渠の全体延長は約850kmで、その内、標準耐用年数の50年を経過する管渠が約23%となっています。

下水処理場・ポンプ場については、川面下水処理場、南吹田下水処理場、川園ポンプ場ともに供用開始から50年以上が経過し、標準耐用年数（50年）を超える建物等が増えています。設備機器については、全体の主要な設備の内、令和2年度（2020年度）末時点で標準耐用年数を経過する設備が約44%（処理場のみは36%）となっていますが、主要設備の老朽化率（経過年数の総計/主要設備の標準的耐用年数の総計×100）*については、126%（処理場のみは106%）となっています。

*主要設備の老朽化率の定義については吹田市下水道年報から抜粋

（ウ）計画の概要

下水道施設の計画は、「流域別下水道整備総合計画」などの上位計画や、将来の土地利用、人口などの状況を考慮して全体計画を定めるとともに、段階的に事業を実施するための事業計画を策定しています。

a 計画区域

河川等を除く全市域（約3,582ha）を公共下水道による計画区域としており、地形により排水システムを考慮して、5処理区に分けて計画しています。

下水道の計画区域は「単独公共下水道区域」と「流域関連公共下水道区域」があり、「単独公共下水道区域」は4つの処理区を合わせて市域の約38%（約1,361ha）を占めています。川面・南吹田の2処理区は、それぞれ本市の下水処理場で処理しており、庄内・十八条の2処理区は、各々、豊中市と大阪市の下水処理場で処理しています。

「流域関連公共下水道区域」の中央処理区は市域の約62%（約2,221ha）を占めており、大阪府が管理する安威川流域下水道の中央水みらいセンター（所在地：茨木市）で処理しています。

b 汚水処理計画

汚水処理については、将来の1人あたりの汚水量や事業所排水量などを想定して汚水量や汚濁負荷量などを定め、上位計画や法令に基づく水質基準を満たすよう各施設を計画し、水洗化による生活環境の改善や、河川の水質保全に努めています。

c 雨水排除計画

雨水排除については、目標とする降雨の規模を設定し、対象地域における将来の土地利用状況を想定して雨水の流出量を定め、浸水を発生させないように施設を計画しています。

本市では、10年に1回の確率で発生する大雨に対して安全な施設の整備を計画していますが、その中でも、浸水被害がある場所を優先して整備を進めています。

(工) 公共下水道計画図

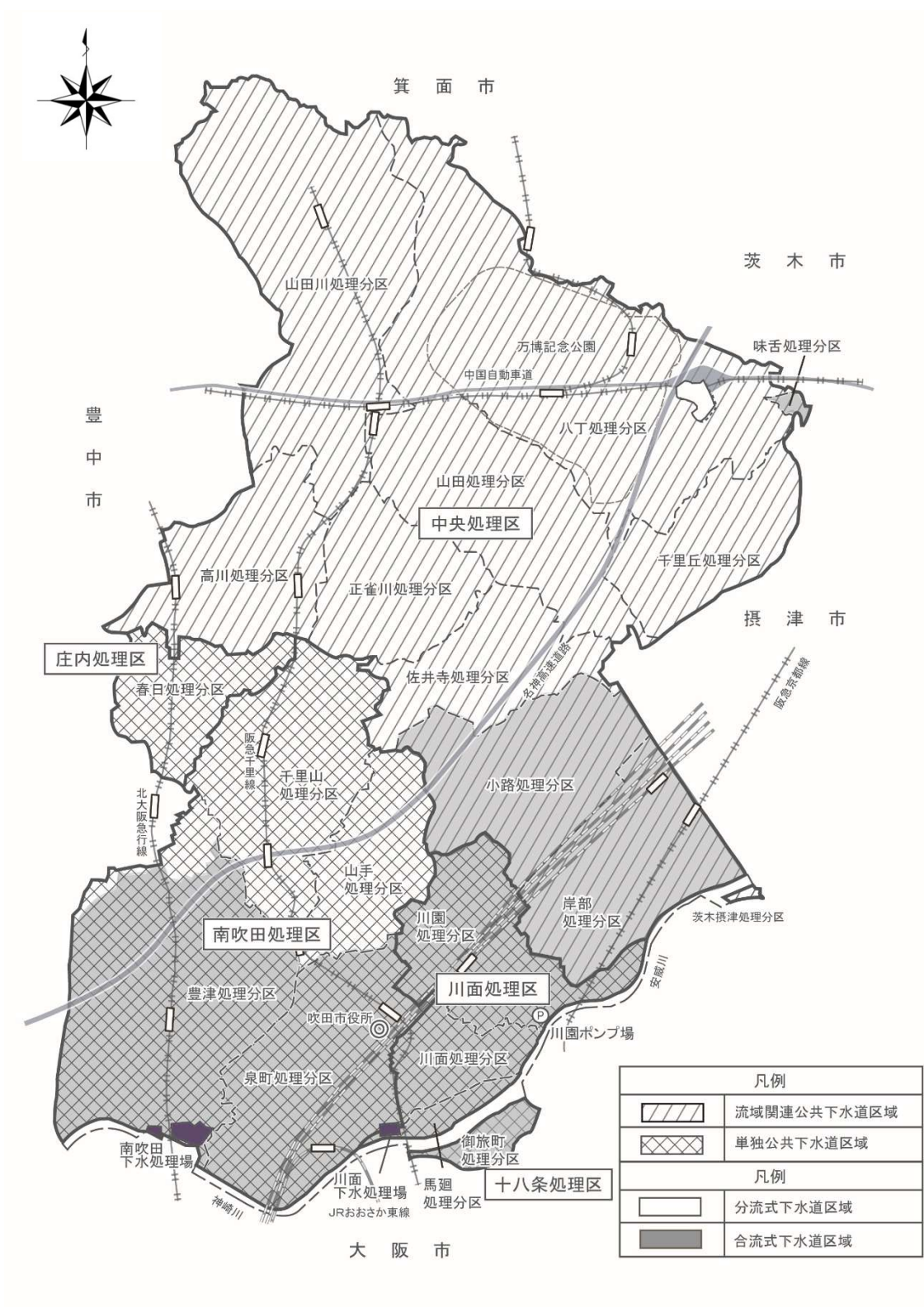


図3-17 公共下水道計画図

(才) 計画面積及び人口

表3-6 単独公共下水道

処理区名	分区名	全体計画面積 ha	全体計画人口 人	R2年度末行政人口 人	R2年度末処理人口 人	摘要
川面処理区	川面処理分区	65.61	9,720	9,777	9,777	合流式
	川園処理分区	153.26	20,810	19,982	19,982	合流式
	馬廻処理分区	21.20	1,370	1,095	1,095	合流式
	計	240.07	31,900	30,854	30,854	
南吹田処理区	泉町処理分区	243.43	23,440	25,517	25,517	合流式
	豊津処理分区	384.14	42,930	52,962	52,962	合流一部分流式
	山手処理分区	130.52	16,070	16,786	16,779	分流式
	千里山処理分区	227.80	26,350	28,124	28,090	分流式
	計	985.89	108,790	123,389	123,348	
十八条処理区	御旅町処理分区	29.38	1,290	1,231	1,231	合流式(大阪市へ流入)
庄内処理区	春日処理分区	106.07	15,570	17,720	17,720	分流式(豊中市へ流入)
単 独 計		1,361.41	157,550	173,194	173,153	普及率 99.97%

表3-7 流域関連公共下水道

処理区名	分区名	全体計画面積 ha	全体計画人口 人	R2年度末行政人口 人	R2年度末処理人口 人	摘要
中央処理区	八丁処理分区	530.95	13,838	19,328	19,328	分流式
	山田処理分区	241.90	35,645	34,698	34,698	分流式
	岸部処理分区	183.52	13,686	12,434	12,348	合流式
	千里丘処理分区	142.53	20,985	25,896	25,800	分流式
	山田川処理分区	442.00	32,837	31,951	31,951	分流式
	小路処理分区	215.08	24,019	25,632	25,610	合流式
	味舌処理分区	4.50	135	506	506	合流式
	茨木摂津処理分区	1.27	185	148	148	分流式
	高川処理分区	169.00	19,090	22,538	22,538	分流式
	正雀川処理分区	150.00	11,590	10,993	10,993	分流式
	佐井寺処理分区	139.87	22,340	19,626	19,622	分流式
流 関 計		2,220.62	194,350	203,750	203,542	普及率 99.89%
合 計		3,582.03	351,900	376,944	376,695	普及率 99.9%

イ 現在取り組んでいる計画等

(ア) 下水道計画

吹田市下水道事業経営戦略

吹田市公共下水道事業計画

吹田市安威川流域関連公共下水道事業計画

(イ) 長寿命化計画

吹田市下水道長寿命化計画（中央処理区高川処理分区）

(ウ) スtockマネジメント計画

吹田市下水道Stockマネジメント計画

(エ) 地震対策計画

吹田市下水道総合地震対策計画

ウ 課題

本市が管理している管渠の全体延長約850kmのうち、標準耐用年数の50年を経過する管渠が約23%となっており、年々増加しています。

また、近年頻発化・激甚化している大規模災害に備え、管路の地震対策についても喫緊の課題となっています。

下水処理場・ポンプ場については、老朽化、耐震性能の確保及び河川氾濫等に伴う耐水性能の確保などの対策が課題となっています。

これらの施設や設備に対して、継続的に老朽化対策及び地震対策を図るには、効率的な計画の策定、財源及び執行体制の確保が重要な課題となっています。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における下水道施設の維持管理経費は約8.9億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに下水道の更新等にかかった費用は約18億円から約35億円です。実績額が計画額を下回った理由としては、事業実施時期のずれや事業内容の見直しなどが考えられます。

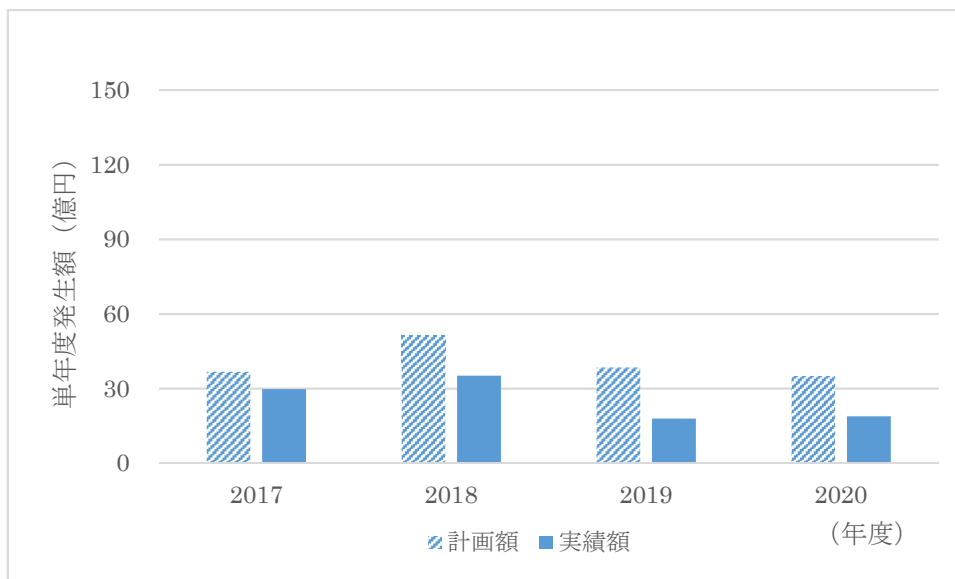


図3-18 下水道の更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と改築更新計画の場合の見込み

a 単純更新した場合

管路施設については、整備済みの全ての管渠を標準耐用年数50年で改築するものとして、改築の需要を見通したものです。

整備済みの処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、雨水調整池（浸水対策）の機械・電気及び土木・建築施設については、標準耐用年数で改築するものとして改築需要を見通したものです。

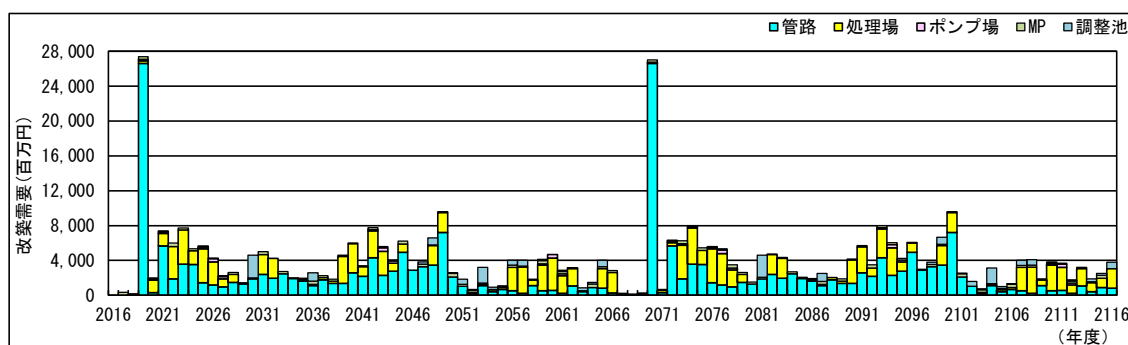


図3-19 標準耐用年数で改築した場合の費用

表3-8 100年間の改築総額及び年あたり事業費

項目	管路施設	処理場施設	計	年あたり事業費
標準耐用年数で改築	226,818	178,300	405,118	4,051

(単位：百万円)

b 改築更新計画の場合

管路施設については、老朽化の割合を現状と同程度に抑え、整備済みの処理場施設・ポンプ場施設については、目標耐用年数で改築する長期的な改築事業のシナリオを設定しています。

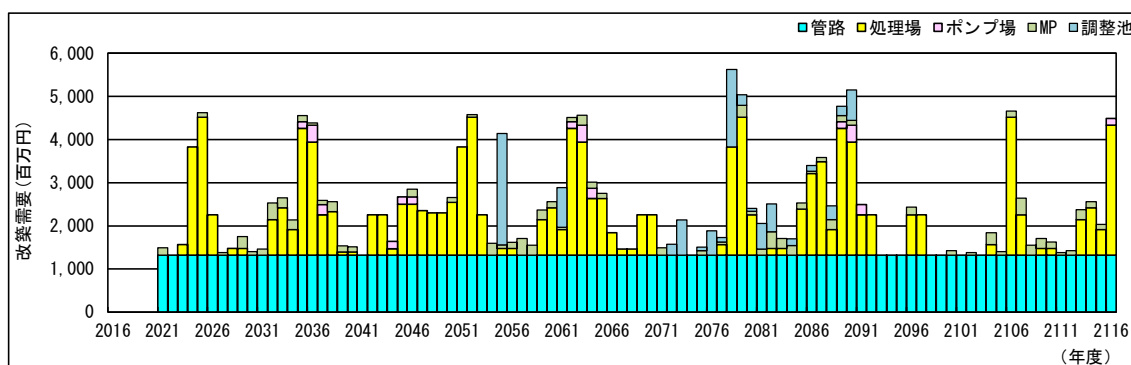


図3-20 老朽化の割合を現状と同程度に抑制及び目標耐用年数で改築した場合の費用

表3-9 100年間の改築総額及び年あたり事業費

項目	管路施設	処理場施設	計	年あたり事業費
老朽化の割合を現状と同程度に抑制及び目標耐用年数で改築	126,720	99,540	226,260	2,263

(単位：百万円)

表3-10 評価期間（100年間）における改築費用

項目	管路施設	処理場・ポンプ場	計	年あたり事業費
単純更新した場合	226,818	178,300	405,118	4,051
改築更新計画の場合	126,720	99,540	226,260	2,263
コスト縮減額	100,098	78,760	178,858	1,789

(単位：百万円)

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

下水道施設の30年間の更新等に係る費用については、約1,331億円、年平均約44億円と見込まれます。(図3-21参照)

なお、これらの試算額は、既存施設の更新等を基本としたもので、今後、点検・診断の実施結果や更新時の適正な規模や機能への見直し等を踏まえ、改築更新等費用を精査しながら、適宜見直しを行います。

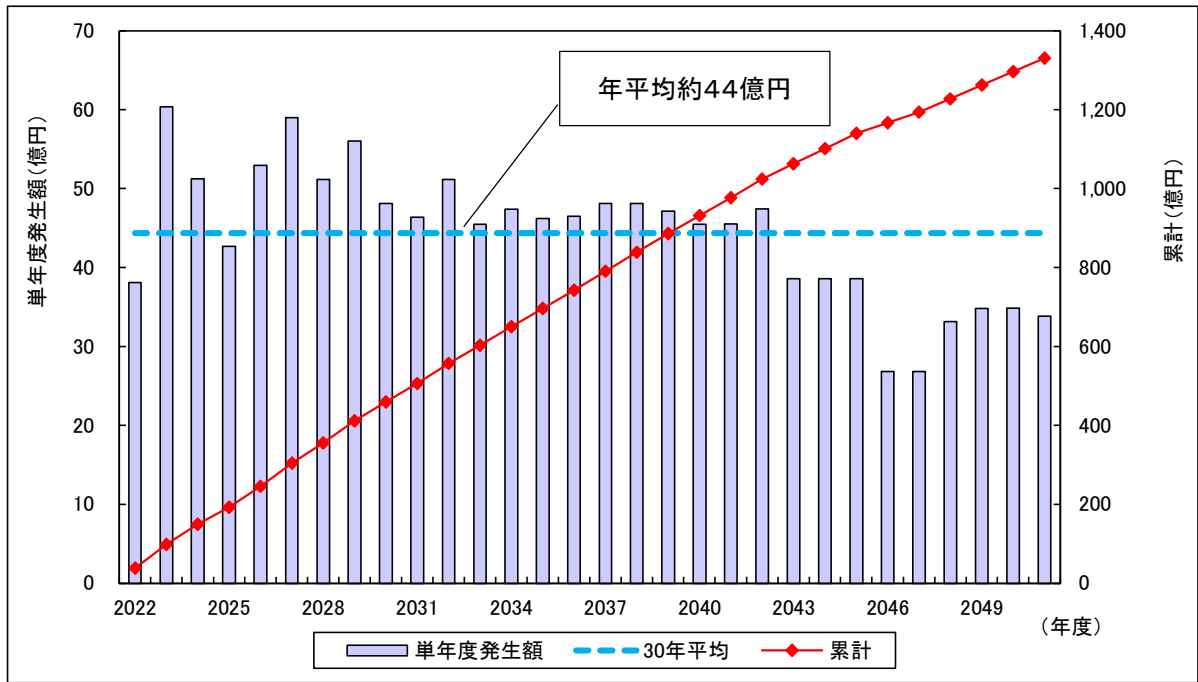


図 3-21 下水道の長寿命化対策等を反映した場合の費用

工 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る100年間の費用について、約1,789億円（1年あたり約18億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

平成29年度（2017年度）に下水道施設全体を一体的にとらえた「吹田市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管渠については、長期的な改築需要を見通したうえで施設のリスクや重要度を考慮した点検・調査を実施しています。

下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査に加え、市民要望への対応や清掃等をパッケージ化し、複数年契約とする包括的民間委託を導入することで事業費の削減及び業務の効率化等を図り、予防保全型維持管理業務を実施しています。

下水処理場・ポンプ場については、日常的な点検により診断を行うと共に、定期的な分解修理や法定点検などを計画的に実施します。

また、これらの履歴をデータベース化し、効率的な維持管理に役立てます。

イ 維持管理・更新等の実施

管渠については、点検・調査の結果に基づき、対策が必要な箇所について、修繕・改築等を実施しています。

下水処理場・ポンプ場の設備機器等において、日常点検や定期点検などを基に修繕を実施するとともに、「吹田市下水道ストックマネジメント計画」により優先順位を付け、更新を実施します。また、官民連携として、施設運営に伴う包括的民間委託や施設再構築に伴うPPP/PFIについて導入の検討を行い、民間の創意工夫を活用するなど、効率的な事業運営に取り組みます。

管渠、処理場・ポンプ場ともに、「吹田市下水道ストックマネジメント計画」や台帳の履歴を基に、効率的・効果的な改築更新を実施します。

ウ 安全確保の実施

管渠については、点検結果に基づく速やかな補修、修繕及び「吹田市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた老朽化対策と「吹田市下水道総合地震対策計画」に基づいた地震対策を進める事で管渠の破損等による道路陥没事故や汚水の溢水などを未然に防ぎます。

下水処理場・ポンプ場については、日常点検や定期点検、「吹田市下水道ストックマネジメント計画」による中長期的な老朽化対策を実施することで、重大な事故を未然に防止します。

エ 耐震化の実施

平成30年度（2018年度）に「吹田市下水道総合地震対策計画」を策定し、管渠については、緊急輸送路下に布設されている重要な幹線を優先して、耐震化を進めます。

また、下水処理場・ポンプ場については、事業実施優先度を整理した計画に基づき、耐震化を進めます。

オ 長寿命化の実施

平成29年度（2017年度）に下水道施設全体を一体的にとらえた「吹田市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管渠については、長期的な改築需要を見通したうえで施設のリスクや重要度を考慮した効率的な維持管理・改築等を実施します。

下水処理場・ポンプ場の設備機器については、老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行い、設備の点検・調査・修繕を実施し長寿命化に取り組みます。また、建物等については、老朽化や耐震性能の状況を踏まえながら、長寿命化を行う建物等を整理し、検討を進めます。

カ 環境への配慮

下水処理場・ポンプ場については、省エネ型散気装置による送風量の適正化、高効率な汚泥脱水機の採用を行うなどの対策を講じるとともに、運用面の改善による節エネルギーや高効率型機器の導入（ポンプ、フロアの更新時）等による省エネルギー化を図ります。

キ ユニバーサルデザインの推進

下水処理場やポンプ場の再構築の際に、施設見学者が利用する移動経路やトイレ等について、ユニバーサルデザイン化の検討を行います。

ク 統合や廃止の推進

施設の統合や廃止については、経営状況、効果検証、再整備の時期及び事業用地の保有状況等を踏まえ、長期的な視点で検討を行います。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

平成30年度（2018年度）に「吹田市下水道事業経営戦略」を策定し、将来にわたり持続可能な下水道事業を実施できる取り組みをしています。さらに、策定した経営戦略の進捗管理及び見直しや民間委託等を活用し、効率的な維持管理と改築更新を進めます。

5 上水道

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設数・施設保有量

表3-11 水道施設の概要

種別	施設数	備考
浄水所	2カ所	泉浄水所、片山浄水所
配水場	5カ所	蓮間配水場、津雲配水場、佐井寺配水場 千里山配水場、山田配水場
その他施設	3カ所	万博調圧場、中継ポンプ場、御旅ポンプ場
管路	734,414m	管路総延長

本市には、淀川表流水及び地下水（深井戸）を水源とする泉浄水所と、地下水（深井戸）のみを水源とする片山浄水所の2つの浄水所があり、これらの浄水所は主に市域南部の給水を担っています。

一方、市域北部では、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から、蓮間、津雲、佐井寺、千里山、山田の5つの配水場において浄水を受水し、各配水区域に給水しています。

主要な水道施設と配水区域（水源別）の位置図を図3-22に示します。



図 3-22 主要な水道施設と配水区域 (水源別)

(イ) 施設保有量の推移

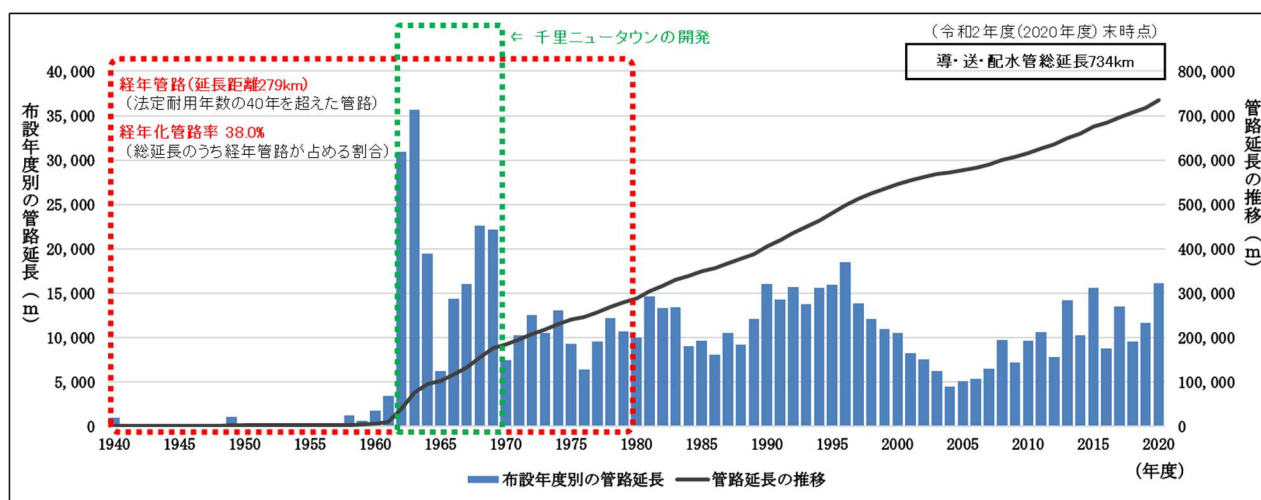


図3-23 管路延長の推移

(ウ) 老朽化状況

水道施設は、高度経済成長期に建設されたものが多く、これまで適切な維持管理等を施しながら運用してきましたが、現在、更新時期を迎えています。

また、経年化管路率（法定耐用年数40年を超えた管路が全体に占める割合）が38.0%（令和2年度（2020年度）末現在）（表3-13参照）となっており、全国平均19.4%（令和元年度（2019年度）末現在）よりもかなり高い水準となっています。

表3-12 浄・配水施設の老朽化状況

種別	施設名	建設年度	浄水能力	配水池有効容量
浄水所	泉浄水所	昭和38年度（1963年度）	38,520m ³ /日	9,933m ³
	片山浄水所	昭和28年度（1953年度）	10,480m ³ /日	20,000m ³
配水場	蓮間配水場	昭和39年度（1964年度）	—	6,000m ³
	津雲配水場	昭和38年度（1963年度）	—	12,000m ³
	山田配水場	昭和36年度（1961年度）	—	1,680m ³
	佐井寺配水場	平成2年度（1990年度）	—	9,000m ³
	千里山配水場	平成11年度（1999年度）	—	3,000m ³
その他	万博調圧場	昭和54年度（1979年度）	—	—
	中継ポンプ場	昭和58年度（1983年度）	—	—
	御旅ポンプ場	昭和24年度（1949年度）	—	—

表3-13 管路の老朽化状況

種別	管路用途	管路延長	経年化延長	経年化管路率	
管路	基幹管路	導水管	3,630m	2,594m	71.5%
		送水管	30,546m	10,429m	34.1%
		配水本管	53,237m	18,087m	34.0%
	配水支管	647,001m	248,103m	38.3%	
	計	734,414m	279,213m	38.0%	

イ 現在取り組んでいる計画等

(ア) すいすいビジョン2029

第3次上水道施設等整備事業を包含し、経営戦略として位置付けている水道事業の基本計画として令和元年（2019年）9月に策定しました。本計画に基づき、令和2年度（2020年度）から基本理念の実現に向けて4つの基本方針のもと、施策や事業に取り組み、ソフト・ハード両面から事業を推進しています。

(イ) 第3次上水道施設等整備事業

吹田市水道施設マスタープランに描く将来像に向けて、令和元年度（2019年度）から令和11年度（2029年度）までの施設整備の方向性を示しており、施設・管路の更新や耐震化等の事業を進めています。

(ウ) アセットマネジメントの実践

施設・管路の長期的な更新需要額や財政収支の見通しを把握するために、平成22年度（2010年度）から取り組んでいます。

更新需要額の把握に当たっては、単純に法定耐用年数どおりに更新するという考え方ではなく、これまでの知見や実績を考慮して、施設の重要度などを踏まえた独自の更新基準（表3-14参照）を設定し、必要となる事業費の平準化を考慮の上、算出しています。

(エ) 吹田市水道施設マスタープラン

おおむね40年先の水道施設の将来像を描き、施設整備の方向性を明らかにした計画として、平成25年（2013年）3月に策定しました。

表3-14 水道施設の更新基準

【施設】

区分	法定耐用年数	更新基準	
		重要度優先度(大)	重要度優先度(小)
		年数	年数
建築	50	60	70
土木	60	65	80
さく井	10	30	—
電気	20	25	30
機械	15	20	30
計装	10	15	20

【管路】

区分		法定耐用年数	更新基準		
管種	腐食防止シートの有無		重要度優先度(大)	重要度優先度(小)	
			年数	年数	
铸铁管	×	40	40	60	
ダクタイル 铸铁管	非耐震		×	60	80
	耐震		○	80	100
鋼管	非耐震		×	60	80
	耐震		○	80	100
塩化ビニール管	—		—	40	
ポリエチレン管	—		—	40	

ウ 課題

現存する多くの施設や管路が老朽化し、更新時期を迎えています。近年多発する地震や風水害など自然災害への対策、電力使用量の低減などの環境対策、経営効率化に向けた広域連携や施設の最適配置など、将来にわたって持続可能かつ強靱な水道施設が求められ、水道施設の更新・耐震化を計画的に進めることが重要な課題となっています。

給水人口が微増傾向にある中で、節水意識の定着や地下水等を利用した専用水道の増加などにより、水需要が減少しています。老朽化した水道施設の更新・耐震化といった施設整備費用の財源確保と経営基盤の強化を目的に、令和2年（2020年）4月に平均改定率15.2%の料金値上げを実施しました。今後も経費の縮減など効率的な経営に努めるものの、厳しい経営状況は続く見通しであり、長期的に見れば施設整備費用のさらなる財源確保が必要となります。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における水道施設の維持管理経費（点検・調査、補修、修繕の費用）は、約5.4億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに水道の更新等にかかった費用は約30億円から約54億円です。

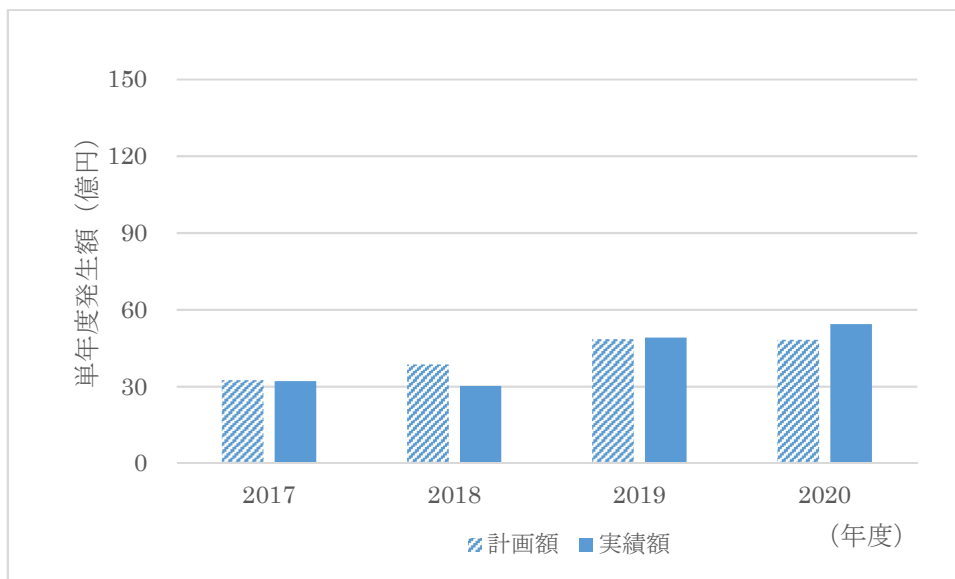


図3-24 水道の更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

水道施設を法定耐用年数で更新等を行った場合、30年間で約1,064億円、年平均約35億円の費用が必要と見込まれます。

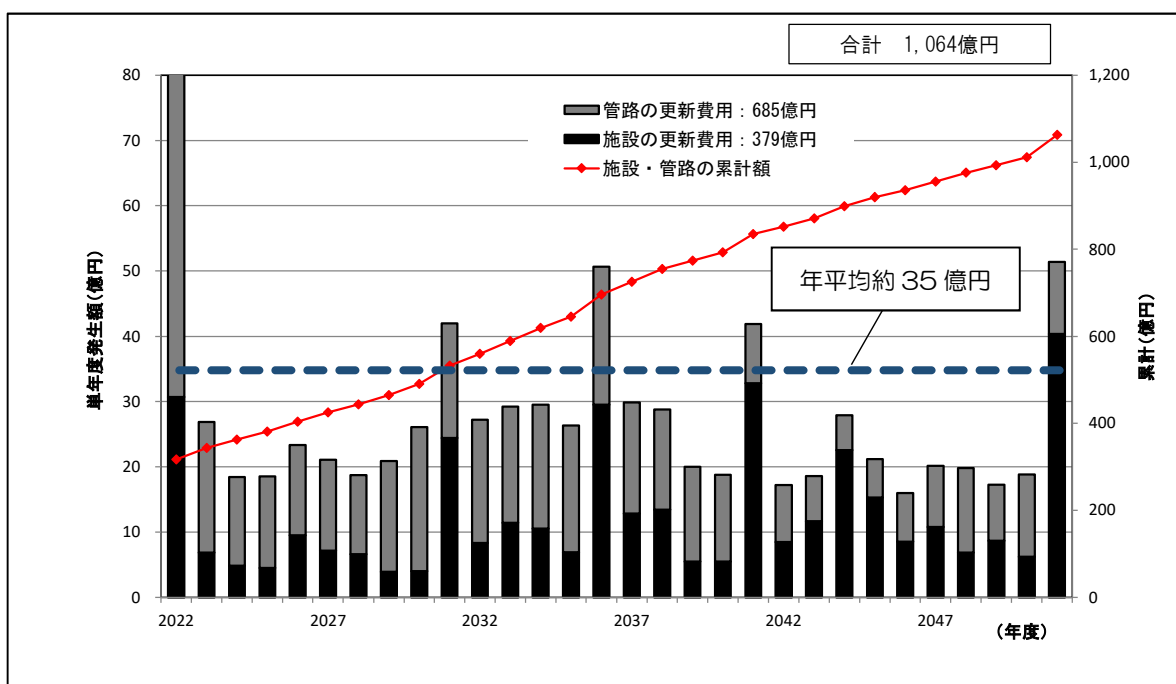


図3-25 水道施設を単純更新した場合の費用

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

水道施設の今後30年間の更新等に係る費用については、独自の更新基準及びこれまでの実際の更新年数に基づき算出しており、30年間で約703億円、年平均23億円の費用が必要になるものと見込まれます。

なお、これらの算出額は、既存施設の更新時の適正な規模や機能への見直し等を踏まえたもので、今後、点検・診断の実施結果などを反映し、適宜見直しを行います。

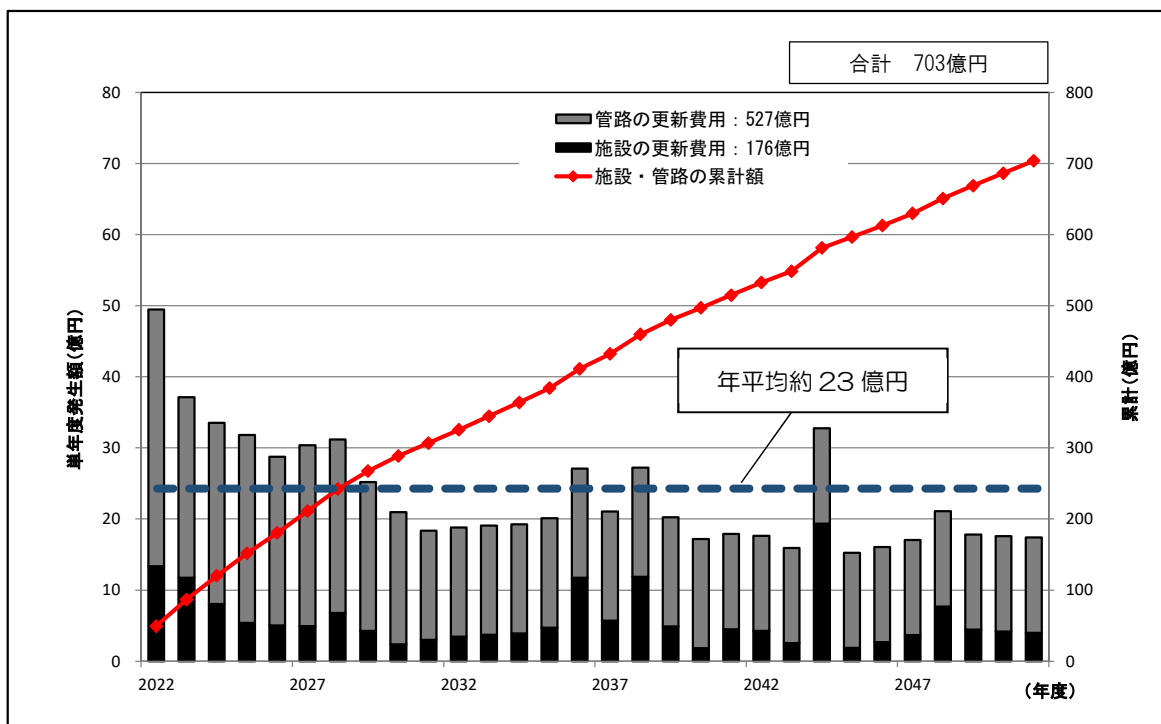


図3-26 水道施設の長寿命化対策等を反映した場合の費用

エ 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る30年間の費用について、約361億円（1年当たり約12億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（厚生労働省 令和元年（2019年）9月）」などにに基づき、点検・診断を実施します。

施設については、遠隔監視システムによる運転監視に加え、巡視による日常点検・定期点検状態把握を行います。

管路については、毎年、市内全体の漏水調査を実施します。また、水道管の附属設備である仕切弁などの点検は、現場パトロールや現場立会時に行います。

これらの点検等の結果を、設備台帳システムやマッピングシステムに集約・蓄積し、効率的な維持管理に役立てます。

イ 維持管理・更新等の実施

維持管理においては、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（厚生労働省 令和元年（2019年）9月）」などにに基づき、予防保全型を基本とします。

施設については、設備台帳システムの点検・診断記録から劣化や不具合の予兆が捉えられる場合には、状態監視保全により維持管理・更新を行います。

管路については、地中に埋設されて目視が難しいため、マッピングシステムの点検等の記録から時間計画保全により維持管理・更新を行います。

ウ 安全確保の実施

点検・診断で危険性が認められた水道施設の場合、予備設備への切替えや配水ルートの変更などを行い、水道水の供給に支障が出ないようにします。

大規模な漏水が発生し、道路陥没など2次災害の危険性が認められる場合には、通行禁止など必要な措置を講じるとともに、緊急的な断水により安全確保を行います。

エ 耐震化の実施

浄配水施設については、片山浄水所の水処理施設の耐震化が完了し、今後は配水池の耐震補強又は新設について検討を進めます。

管路については、大規模地震等においても、送配水機能を損なうことなく安定して給水が確保できるよう水供給の重要な役割を担う基幹管路を中心に耐震化を進めるとともに、老朽化した配水支管を耐震管に取り替えていきます。

また、災害時に給水が特に必要となる拠点病院や避難所となる小・中学校などの重要給水施設に供給している配水本管・配水支管について優先的に耐震化を図ります。

基幹管路の耐震適合率を令和2年度（2020年度）末52.8%から令和11年度（2029年度）65%、重要給水施設管路耐震化適合率を令和2年度（2020年度）末10.1%から令和11年度（2029年度）20.0%にすることを目標に整備を進めます。

オ 長寿命化の実施

予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が見込まれやすい配水池などの土木構造物は、防水層の修繕など積極的な長寿命化対策を実施します。

また、軌道敷や橋りょう添架部の管路など、布設替えによる更新が困難な路線については、更生工事を実施するなど適切な長寿命化策を講じます。

カ 環境への配慮

浄・配水施設においては、ポンプの適正な運転管理やトップランナー機器の導入などによる省エネルギー化に努めます。また、電力を必要としない、位置エネルギーを活用した自然流下での配水区域の拡大や新たな再生可能エネルギーの導入を検討します。

また、工事の際には、溶融スラグ等の再生資材、グリーン購入法適合品、エコマーク商品などを使用し資源循環や環境保全に配慮した取組を進めます。

キ ユニバーサルデザインの推進

部庁舎においては、市民の来庁が想定される部分を中心に可能なところからバリアフリー化を行っています。部庁舎等の建替えや大規模修繕の際には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年（2017年）2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方に基づき、必要な改修等を行います。

ク 統合や廃止の推進

水道施設は市民生活に欠かすことのできない重要なインフラであるため、慎重に検討した上で、近隣市との広域連携なども含めた施設の統廃合を進める方針です。

吹田市水道施設マスタープランに基づき、片山浄水所を中心とした再構築に取り組んでいます。

片山浄水所の新水処理施設及び片山浄水所と泉浄水所を結ぶ連絡管が完成し、引き続き、南千里分岐・片山浄水所送水管布設工事をはじめ、将来的な泉浄水所との統廃合を見据えた施設整備を進めます。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

水道施設の布設工事の監督は、水道法等により一定の要件が必要となるため、実務経験などを考慮した体制を構築します。

また、ライフライン事業者として事故対応能力、すなわち現場力の向上のための部内方針の策定を行い、それに基づく研修や訓練の実施及び必要な資格を取得し、災害時でも迅速かつ的確に対応できる組織を構築します。

さらに、委託業者や市内の水道工事業者と連携を図ります。

コ その他（広域的な検討について）

広域連携の取り組みとして、本市の蓮間配水場の配水機能を企業団の千里浄水池と隣接市との共同施設に移転する計画として、段階的な施設の統廃合に向けた整備を進めています。

今後も、企業団や隣接市との連携をはじめとした多様な広域化に積極的に取り組み、持続可能な水道事業の推進や経営基盤の強化を図ります。

サ 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

大阪府は、「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」の中で、持続可能な府域水道事業の構築に向け、「府域一水道」を目指すこととしています。

企業団はその構想に基づき、水道事業の経営統合や水道事業体同士での業務の共同化などを促進しています。

また、平成30年（2018年）8月には、府域にある全水道事業体が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」が設立され、本市においても、府域水道の将来像に向けた議論に積極的に関わっています。

6 環境プラント

(1) 現状等

ア 施設数や老朽化状況等

(ア) 施設

市内で発生する一般廃棄物を適正に処理する施設として、本市には資源循環エネルギーセンターと破碎選別工場があります。

本市では市内の家庭から排出される一般廃棄物を12種分別、収集を実施しており、資源循環エネルギーセンターでは、12種のうち「燃焼ごみ」を焼却処理する施設として、市内全域の燃焼ごみを1施設で全量処理しています。また、高効率ごみ発電等の熱利用や焼却灰をスラグ等に再生資源化し有効活用を図っています。

破碎選別工場では、12種分別収集されたごみのうち、資源ごみ（新聞、雑誌類、段ボール、古布類、かん、びん、ペットボトル、牛乳パック）、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、有害危険ごみを受入れ、破碎、選別、資源化を行う施設で、市内全域の生活系の資源ごみ等を1施設で全量処理しています。

また、破碎選別工場における回収資源の保管と資源循環エネルギーセンターで生成される溶融スラグのロット管理による品質向上を目的として、平成25年度（2013年度）にストックヤードを設置しました。

やすらぎ苑は、本市が所有する唯一の火葬場施設であり、火葬炉等を9基保有しています。

表3-15 施設一覧

施設名	延床面積 (㎡)	建設年度	施設の内容
資源循環エネルギーセンター ※1	21,654	平成21年度 (2009年度)	焼却炉480トン/日 溶融炉 49トン/日
破碎選別工場 ※1	6,616	平成4年度 (1992年度)	不燃ごみ破碎機50トン/日 粗大ごみ破碎機30トン/日 切断機 5トン/日
やすらぎ苑 ※2	2,396	平成20年度 (2008年度)	火葬炉等9基

※1 資源循環エネルギーセンターと破碎選別工場にストックヤードのそれぞれの持ち分を含みます。

※2 やすらぎ苑は、建物部分が一般建築物、火葬炉部分が環境プラントに分類されます。

やすらぎ苑の延床面積は本館の面積です。

やすらぎ苑の火葬炉には、動物の死体を焼却する焼却炉（1基）を含みます。

(イ) 老朽化状況

資源循環エネルギーセンターは、平成21年度（2009年度）に完成した施設で、高熱・高圧かつ耐腐食性が求められるという過酷な運転状況において、稼働後11年経過しているため、経年劣化による設備機器の老朽化等が見られます。

破碎選別工場は、平成4年度（1992年度）に完成した施設で、稼働後28年経過しているため、経年劣化による設備機器の老朽化等が見られます。

やすらぎ苑は、平成20年度（2008年度）に完成した施設で、高熱かつ運転・停止の頻度が高い運転状況において、稼働後12年経過しているため、経年劣化による設備機器の老朽化等が見られます。

イ 現在取り組んでいる計画等

(ア) 資源循環エネルギーセンター

個別施設計画（長寿命化総合計画）を令和3年度（2021年度）に策定。

(イ) 破碎選別工場

吹田市破碎選別工場等長寿命化総合計画

(ウ) やすらぎ苑

個別施設計画（長寿命化総合計画）を令和4年度（2022年度）に策定予定。

ウ 課題

プラント施設は多種多様な設備・機器により複雑に構成されているため、機器により劣化速度も異なり、施設における更新時期の把握が難しくなっています。

長期にわたり施設の性能維持並びに安定した稼働をするために、日常的に設備・機器を保全し、機能診断・評価に基づき、適切な時期に基幹的設備の更新を行うことにより、施設全体の長寿命化を図る必要があります。

また、数年～10年ごとに修繕及び更新が必要な設備機器があり、各年度における費用の平準化も課題となっています。

(2) 維持管理・更新等に係る経費

ア 現在要している維持管理経費

令和2年度（2020年度）における環境プラントの維持管理経費（点検・調査、補修、修繕の費用）は約6.2億円です。

イ 過去に行った対策の実績

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までに環境プラントの更新等にかかった費用は約6億円から約8億円です。実績額が計画額を下回った理由としては事業内容の見直しなどが考えられます。

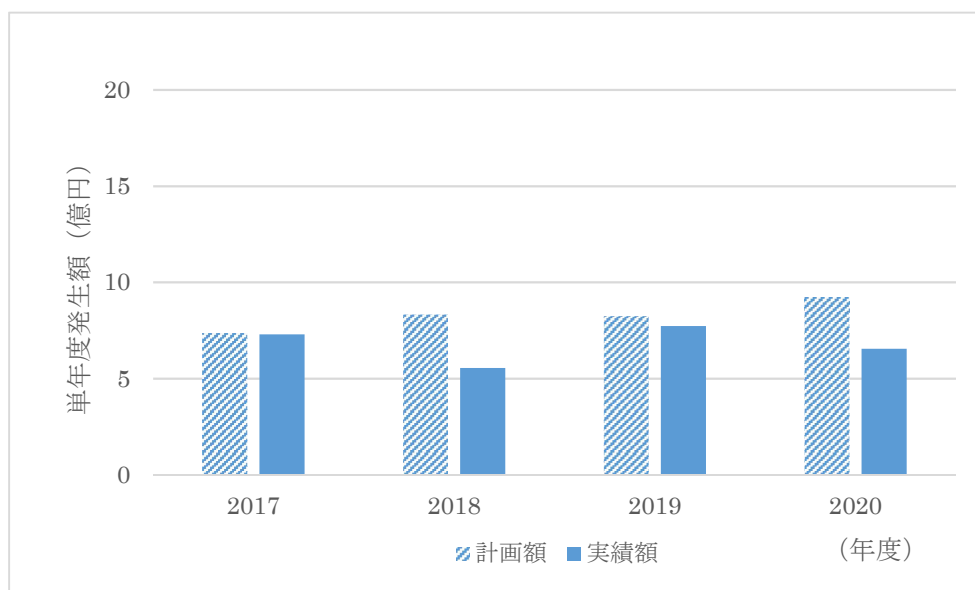


図3-27 環境プラントの更新等にかかった費用

ウ 施設の更新等にかかる中長期的な経費の見込み

(ア) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

環境プラントを耐用年数で単純更新した場合、30年間で約710億円、年平均約23.6億円の費用が必要と見込まれます。

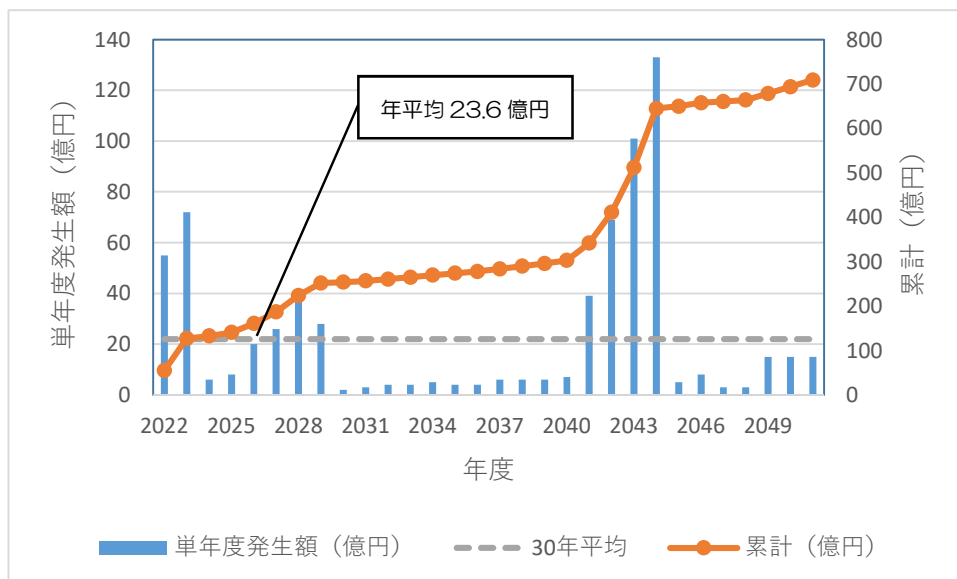


図3-28 環境プラントを単純更新した場合の費用

(イ) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

長寿命化対策等を反映した場合の費用については、30年間で約673億円、年平均約22.4億円と見込んでいます。(図3-29参照)

なお、これらの試算額は、令和2年度までに策定済みの破碎選別工場の長寿命化総合計画を基に算出しているため、今後、資源循環エネルギーセンター及びやすらぎ苑の長寿命化総合計画の内容を反映し、見直しを行います。また、点検（維持管理における日常点検・定期点検）の実施や基幹的設備改良工事の実施、更新時の適正な規模や機能への見直し等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

また、本計画額には、用地の取得に係る経費は含まれていません。

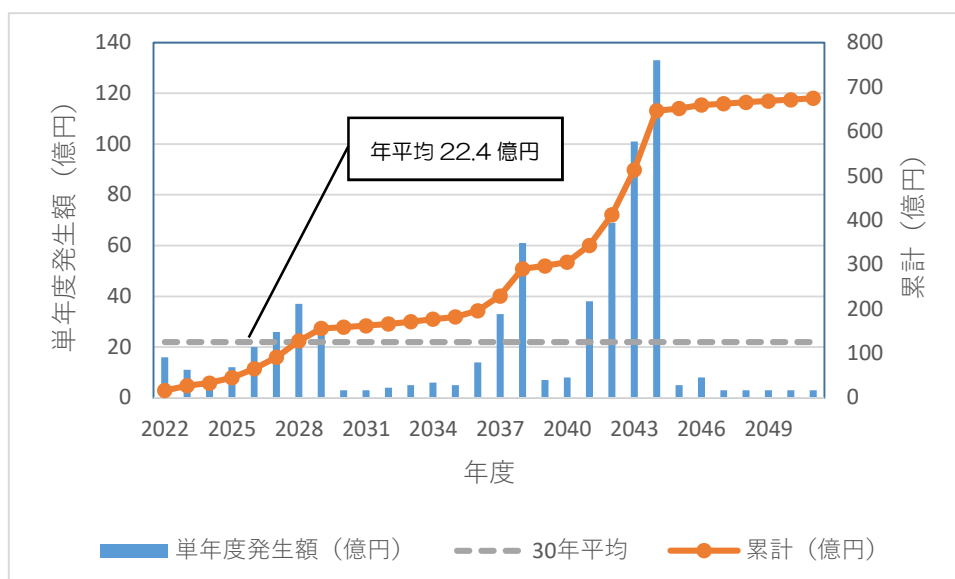


図3-29 環境プラントの長寿命化対策等を反映した場合の費用

エ 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策等を反映した場合を比較すると、長寿命化対策等を反映した場合は、施設の更新等に係る30年間の費用について、約37億円（1年あたり約1.2億円）の効果が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な方針

ア 点検・診断等の実施

施設を構成する設備・機器について、安定運転・環境面・安全面・保全面・コストにおける重要性に基づきリスト化し、日常点検、定期点検、運転を停止しての精密点検・診断を実施することにより設備・機器の状態を把握します。

イ 維持管理・更新等の実施

長寿命化総合計画及び点検等のデータに基づき、主要設備・機器の整備等を実施し安定した稼働、性能の維持、計画的かつ効率的な運営に努めていきます。また、経年劣化による消耗部品等の取替え修繕、機器の更新を定期的に行います。

ウ 安全確保の実施

日常点検、定期点検等により、適切な維持管理・更新等を実施し、施設の安全確保を図ります。

エ 耐震化の実施

環境プラントの施設は、昭和57年（1982年）以降建設の施設であり、耐震性のある施設となっています。

オ 長寿命化の実施

各施設の将来計画（将来の需要から必要とする能力・機能等）を基に延命の目標年度及び性能水準等の条件や、検討課題、留意点などを明確にし、施設のLCCを最小とする長寿命化をめざし、計画の作成及びその実施に取り組みます。

(ア) 資源循環エネルギーセンター

令和3年度（2021年度）に個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定を予定しており、同計画に基づいて基幹的設備機器の更新を含む改良工事を行う予定です。

(イ) 破碎選別工場

施設稼働後28年経過している破碎選別工場は、令和元年度（2019年度）に長寿命化計画の見直しを行い、新たに長寿命化総合計画を策定しました。

同計画は施設の長寿命化を図るために、令和2年度（2020年度）～令和20年（2038年度）における長寿命化対策工事を含んだスケジュールを作成したものであり、同計画に沿って機器の更新を含む改良工事を行っています。

(ウ) やすらぎ苑

令和4年度（2022年度）に個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定を予定しており、同計画に基づいて基幹的設備機器の更新を含む改良工事を行う予定です。

カ 環境への配慮

環境プラント施設全体の整備にあたっては、省エネルギーや環境負荷の低減等に配慮した取組を進めます。

資源循環エネルギーセンターにおいては、ごみ焼却発電や高効率省エネ機器の採用、灰中鉄分の回収及び灰溶融による溶融スラグの再資源化、メタルの回収等を継続します。

場内の植栽には、雨水を利用して灌水を行い、処理した工場排水を床洗浄用の散水として利用します。

破碎選別工場においては、長寿命化対策工事による高効率省エネ機器の採用やごみ中の資源選別回収、ペットボトルの回収などを継続します。

なお、同敷地の太陽光発電設備を利用し、エネルギー消費量の削減を図ります。

やすらぎ苑については、太陽光発電設備の利用や省エネ機器の採用に努めます。

キ ユニバーサルデザインの推進

環境インフラ・プラントは、数々のシステムにより複雑に構成されている特殊な施設ですが、日常業務や修繕等を安全に実施できるよう、移動経路や保守点検空間等におけるユニバーサルデザイン化を進めます。

また、見学者用のスペースについても、多言語による表記、移動空間やトイレ等、ユニバーサルデザイン化を進めます。

ク 統合や廃止の推進

環境プラント施設は、施設の特異性、必要性及び市民の利便性等から現段階では、統合や廃止の予定はありませんが、今後施設の更新時等において、必要に応じて統合等について検討します。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

維持管理のデータをストックし、効率的な維持管理を推進します。

コ その他（広域的な検討について）

環境プラント施設のうち資源循環エネルギーセンター及び破碎選別工場については、災害や緊急時において、何らかの原因で施設の機能が停止し市町が廃棄物処理をすることができなくなった場合、北摂7市及び島本町、能勢町、豊能町等が協力して、その市町の廃棄物について広域的に処理を行うことができる「北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を締結しており、緊急時には広域的処理を行う体制が整備されています。

やすらぎ苑についても、大規模災害により被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、「大阪府広域火葬計画」（平成26年度（2014年度）版）により、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことになっています。

今後、近隣自治体との広域連携については、「大阪府ごみ処理広域化計画」を参考にしながら、他の自治体の動向を見ながら、検討を進めます。

【あ行】

維持管理

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などのこと。なお、補修は、補修を行った後の効用が当初の効用を上回らないもののこと。

一般会計

地方公共団体の普通一般の事務を処理するための会計のこと。

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税等、用途の指定がなく、市町村の自主的意思で使用できる財源のこと。

インフラ長寿命化基本計画

平成25年（2013年）11月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」策定。国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された計画のこと。

SDGs

Sustainable Development Goalsの略。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までの国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

【か行】

改修

劣化した建物等の性能・機能を初期の水準を超えて改善すること。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

改築

施設の全部又は一部を取り壊し、従前と同様の用途、構造、規模のものにつくり替えること。

環境プラント

廃棄物を処理して再利用資源の回収や焼却熱を利用した発電を行う工場のこと。

旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造基準で、昭和56年(1981年)5月31日まで適用されていた基準のこと。一方、昭和56年(1981年)6月1日以降の基準は新耐震基準。

経年劣化

年月が経つうちに建築物の品質・性能が低下すること。

特に鉄筋コンクリート造の建物では、アルカリ性のコンクリートが空気中の酸素によって中性化され、劣化が進行する。これによりひび割れが生じ、水分が内部の鉄筋にまで及びると鉄筋が錆び建物の性能が低下する。なお、これらは構造体の表面に施す仕上げの種類や施工時の気候・天気、打設状況によって大きく変わるなど、すべての建物で状況が異なる。

下水道事業会計

市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため設置した公営企業会計のこと。

健全度調査

公園施設の劣化や塗装の状況について目視、触診、打診による確認を行い、A～Dまでの4段階評価を実施する調査のこと。

公共施設の最適化

市が保有する公共施設について、「供給」「品質」「財務」の3つの視点から最適な整備・配置・維持保全等の方針を定めることで、コストの縮減や平準化を図りつつ、多機能で利便性の高い施設の実現を目指し、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいくこと。

更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

更新周期

更新による取替えが必要になる期間のこと。本市では、計画的な維持保全を行うために屋根、外壁、設備機器等の部位ごとに更新周期を設定し、更新に取り組んでおり、その更新周期については「建築物のライフサイクルコスト」(一般財団法人 建築保全センター)、「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」(公益財団法人ロングライフビル推進協会)や過去の実績等を考慮し、設定している。

【さ行】

時間計画型予防保全

施設の信頼性から定期的に補修、交換・部分更新を行う方式。大規模な補修や更新が必要となる水準(限界管理水準)を下回らないように定期的に補修、交換・部分更新を行うこと。

事後保全

建物等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法のこと。

施設所管部署

施設を維持管理する部署のこと。

施設保全部署

施設を計画的に維持管理するために技術的な支援を行う部署のこと。

市有建築物保全システム

本市が有する建物情報を一元管理するためのシステムのこと。建物基本データ、各種図面、工事や修繕の履歴等の情報を集約して管理し、改修等を計画する際の基本情報として活用。

修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能、機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。

状態監視型予防保全

施設の劣化や変状を評価し、必要と認められた場合に補修や部分更新を行う方式。定期的な点検により、目標管理水準を下回る直前の状態を把握し補修すること。

吹田市第4次総合計画

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間を計画期間とする総合計画のこと。総合計画とは、吹田市のこれからのあるべき姿を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針となるもの。

水道事業会計

生活用水その他の浄水を市民に供給するため設置した公営企業会計のこと。

スケルトン・インフィル

スケルトンとは、建物の骨格といえる構造体（躯体）のことで、インフィルは建物の構造体以外の内外装、設備のこと。

スパイラルアップ

PDCA サイクルにおいて、改善内容を次の計画へ反映させることにより、管理マネジメントを継続的に向上させること。継続的な改善・向上。

【た行】

大規模修繕

本計画では内装の全面的な更新を伴う工事のこと。

建替え

既存の建物を取り壊し、新しく建物を建てること。

単純更新

従前と同様の用途、規模、仕様の施設に更新すること。

定期的な点検

当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行なう点検のこと。

特定財源

目的税、補助金、負担金、分担金、地方債及び指定寄附金等、用途が限定された財源のこと。

特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置する会計のこと。

トータルコスト

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計のこと。

【な行】

日常的な点検

目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行なう点検のこと。

認定路線

道路法に基づき認定された道路のこと。

【は行】

バリアフリー懇談会

吹田市バリアフリー基本構想に基づく特定事業の円滑な推進を図るため、必要な意見又は助言を聴取することを目的に、学識経験者・障がい当事者・公共交通事業者及び介護・育児経験者等が構成員となって設置された会議体のこと。

聴取する事項は「特定事業の計画作成の進捗に関すること」「特定事業の進捗に関すること」及び「特定事業の完了後の評価及び検証等に関すること」であり、平成15年（2003年）に第1回懇談会を開催し、以降1回/年のペースで毎年開催。

PFI手法

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う公共事業の手法。

PDCA サイクル

P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセスのこと。本計画においては、P (計画の策定・改訂)、D (事業実施)、C (行政評価)、A (翌年度の実施計画などへの反映) のサイクルにより進行を管理。

PPP 手法

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

布設替え

古い水道管を新しい水道管に取り替えること。

普通建設事業

道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に関する事業のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたもの。

複合化

1 つの土地・建物に施設を集合させること。

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効果的・効率的に業務が行えるよう、複数の維持管理等に関わる業務を民間事業者へ複数年にわたり、一括して委託するもの。

法定耐用年数

固定資産の減価償却費を算出するために定められた年数のこと。

【ま行】

目標耐用年数

部位部材の物理的、経済的、社会的な耐用年数とは異なり、計画的に施設を維持するために設定する年数のこと。

【や行】

有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示すもの。一般的に数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示している。

有形固定資産減価償却率の算式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額※}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額※}}$$

※減価償却とは、減価償却資産（時の経過等によってその価値が減っていく建物などの資産）の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続きのことで、減価償却資産累計額は、減価償却によって費用処理した額（減価償却費）の累計額のこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。バリアフリーは、建築分野において段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、ユニバーサルデザインは、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」は、障壁の除去にとどまらず、ユニバーサルデザインの考え方に基づく社会づくりをめざした取組を取りまとめている。

溶融スラグ

ごみ焼却施設等から出る焼却灰等を 1,200℃以上の高温で溶融し、水冷または空冷することにより急速に冷却・固化したもので、ガラス質・砂状の物質。環境安全品質基準等に適合した溶融スラグは、土木・建設資材として使われる砂等の代わりに利用可能。

予測計画型予防保全

施設の劣化を予測し、最適な補修タイミングで修繕を行う方式。定期的な点検を基に劣化を予測し、LCCが最小となるタイミングで補修を行うこと。

予防的な修繕

安全性・信頼性を損なう不具合が発生する前（規定の間隔又は基準に従って目標管理水準を下回る前）に行う計画的な修繕のこと。

予防保全

建築等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。

【ら行】

ライフサイクルコスト（LCC）

建設費用から改修費用を含めた維持管理費、解体費にいたるまで、その施設に係るトータルコストのこと。

ライフライン関連施設

上水道、下水道、電気、ガス、通信など、都市機能を維持し、日常生活を営むために必須の施設のこと。

吹田市公共施設総合管理計画

平成 29 年（2017 年）3 月 策定

令和 4 年（2022 年）3 月 改訂

編集・発行 吹田市都市計画部資産経営室

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 06-6384-1231（代表）